

インド州政府の財政赤字と財政責任法

山本 盤男

- I はじめに
- II 州政府の財政・経常赤字削減の研究
- III 『第12次財政委員会報告』の概要
- IV 財政責任法と財政・経常赤字削減
- V インド準備銀行の見解
- VI まとめ

I はじめに

インド財政においては、表 I-1 の示すように中央政府の GDP 比率 6% を超える財政赤字の削減は、1991年の経済改革開始以来の重要な政策課題であったが、その削減は順調には進まなかった。そのため、財政および経常赤字削減の数値目標と期限を規定する「財政責任・予算管理法 (Fiscal Responsibility and Budget Management Act, FRBM 法)」が、2000年12月に国会に提出され、3年近い時間を要して2003年8月に成立した。この FRBM 法は2008-09年度を削減目標の達成期限としているが、2004年の総選挙による政権交代もあり、2006-07年度予算から本格的に実施されている^(註1)。また、州政府レベルでも、表 I-1 のように財政および経常赤字が1990年代末より急増した。中央政府は、州政府の銀行および債務管理者であるインド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) による債務スワップなどの債務救済措置と

ともに、州政府に FRBM 法と同様の財政責任法 (Fiscal Responsibility Legislation, FRL) の制定による財政・経常赤字の削減を求めた。そして、2005-06~2009-10年度を裁定期間とする第12次財政委員会 (Twelfth Finance Commission, TFC) は、新債務救済制度の適用の前提条件として州政府に FRL 制定を勧告した (GOI [2004])。こうした経緯から、大多数の州政府は2005-06年度末までに FRL を制定したのである^(注2)。

州政府の FRL 制定による財政赤字削減策に関して T.M. Thomas Isaac and R. Ramakumar (I & R) [2006] は、2000年代の州財政における余剰現金の発生に着目し、この発生が連邦財務省と財政委員会の強制により州政府の制定した FRL の規定する経常赤字除去の誤った結果であると主張している^(注3)。こうした見解は、財政赤字状況における余剰現金の発生という点と、この余剰現金が州財政のみならず中央-州政府間財政システムの問題である点で重要であり、検討する価値がある。とくに中央-州政府間財政システムにおいては、財政委員会勧告による中央政府税収の配分と補助金などの州への中央移転、国民少額貯蓄基金 (National Small Saving Fund, NSSF) による州への貸付制度と RBI による州の債務管理が密接に関連している。そこで、本論の課題は、州の財政赤字状況における余剰現金の発生に着目して、TFC 勧告および州政府の制定した FRL の実態と財政・経常赤字削減などの財政状況を分析し、財政整理過程における余剰現金発生の提起する州財政と中央-州政府間財政システムの改革課題を明らかにすることである。

経済開発政策を策定する計画委員会は、第11次5カ年計画(2007-08年度~2011-12年度)のアプローチ・ペーパーにおいて、年平均9%を目標とする経済成長戦略における公共部門の3つの課題を提示している (PC [2006])。①公共部門の資金供給に必要な財源の確保 (税収の GDP 比率の増加と非計画支出の削減)。②中央と州の相対的役割における主要な分野での州の重要性。③計画の優先事項である社会部門における地方分権化と地方政府の役割の重要性。これらの課題は、高経済成長戦略における地方分権化と州および地方政府の重要性を確認しており、本論の州政府財政に関する課題は、連邦財政システムにおける1990年代からの地方分権化の展開という政策ベクトルに基づき検討される必要を示している。また、①の課題に関連して、アプローチ・

ペーパーは、中央の FRBM 法と州の FRL による財政・経常赤字の削減について、財政赤字の削減目標は達成可能としても経常赤字の削減目標の達成はその定義の故に困難とし、支出プログラムの段階的实施と経常赤字よりも財政赤字およびプライマリー赤字を制御変数として重視することを提案している。高経済成長戦略を推進する計画委員会の財政責任立法による財政・経常赤字削減に対する批判的見解は、財政・経常赤字削減の高経済成長戦略における含意を示している(注4)。

表 I-1 中央・州政府の財政収支 (GDP 比率) の推移 (単位: %)

年 度	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99
中央政府									
経常収支	-3.26	-2.49	-2.48	-3.81	-3.06	-2.50	-2.39	-3.05	-3.85
粗財政収支	-6.61	-4.72	-4.80	-6.43	-4.74	-4.23	-4.11	-4.81	-5.14
プライマリー収支	-2.83	-0.65	-0.65	-2.16	-0.39	-0.02	0.24	-0.50	-0.67
州政府									
経常収支	-0.90	-0.87	-0.68	-0.40	-0.55	-0.74	-1.17	-1.10	-2.50
粗財政収支	-3.19	-2.82	-2.67	-2.28	-2.63	-2.70	-2.66	-2.85	-4.17
プライマリー収支	-1.67	-1.14	-0.98	-0.49	-0.75	-0.85	-0.79	-0.85	-2.11
統合収支									
経常収支	-4.16	-3.36	-3.16	-4.21	-3.61	-3.24	-3.56	-4.15	-6.35
粗財政収支	-9.30	-6.94	-6.78	-8.12	-6.92	-6.52	-6.26	-7.16	-8.95
プライマリー収支	-4.91	-2.19	-1.99	-3.17	-1.79	-1.56	-1.14	-2.00	-3.63

年 度	1999-2000	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07
中央政府								
経常収支	-3.46	-4.05	-4.39	-4.39	-3.55	-2.51	-2.57	-2.05
粗財政収支	-5.36	-5.65	-6.18	-5.90	-4.46	-4.00	-4.10	-3.63
プライマリー収支	-0.74	-0.93	-1.47	-1.11	0.03	0.06	-0.45	-0.21
州政府								
経常収支	-2.75	-2.39	-2.50	-2.21	-2.13	-1.09	-0.48	-0.10
粗財政収支	-4.62	-3.92	-3.91	-3.88	-4.25	-3.22	-3.17	-2.67
プライマリー収支	-2.32	-1.53	-1.21	-1.18	-1.32	-0.39	-0.67	-0.24
統合収支								
経常収支	-6.22	-6.44	-6.89	-6.59	-5.69	-3.60	-3.06	-2.15
粗財政収支	-9.39	-9.15	-9.63	-9.30	-8.32	-7.31	-7.35	-6.36
プライマリー収支	-3.75	-3.31	-3.46	-3.02	-1.94	-1.16	-1.58	-0.83

(出所) GOI [2007]: *Indian Public Finance Statistics, 2006-2007* より作成。

(注) 2005-06年度は修正概算、2006-07年度は予算概算の数値である。

本論では、以下のIIにおいて州政府の財政・経常赤字削減に関するI & R [2006]の指摘する余剰現金の発生メカニズムを確認した後、IIIでは、『第12次財政委員会報告（2005-06～2009-10年度）』における財政・経常赤字削減に関する勧告を整理する。次に、州政府の制定したFRLの規定の内容と財政および経常赤字の削減状況をIVで分析する。Vでは州政府の銀行・債務管理者であるRBIの余剰現金発生などに関する見解を検討する。最後のVIでは、州政府のFRLによる財政・経常赤字削減に関する効果と余剰現金の発生の意味を明らかにし、州政府財政と中央-州政府間財政システムの改革課題をまとめる。

(注1) FRBM法の成立の経過と内容については、山本 [2007] の第3章を参照。

(注2) 29州中（首都デリーを含む）23州が2006-07年度末までに制定済みである（RBI [2006]）。未制定の州はジャンムー・カシミール、ジャールカンド、ミゾラム、シッキム、西ベンガルと首都デリーである。

(注3) I & R [2006] は、州政府のFRLをFRBMAと表記しているが、本論では、FRBMAは中央政府の法律名称であり、FRLを使用する。

(注4) Srivastava [2006] は、FRBM法と第11次5カ年計画のアプローチ・ペーパーを検討し、計画委員会の見解に対して、経常赤字削減目標の遵守を主張している。計画委員会と同様の見解として、Rao [2007] は、2007-08年度予算の分析において、FRBM法による財政赤字の削減目標GDP比率3%の達成は可能であるが、隠れた赤字の存在と経常赤字の削減目標ゼロの達成が困難と指摘している。

また、Rakshit [2007] は、計画委員会のアプローチ・ペーパーの財政赤字およびプライマリー赤字を制御変数として重視するなどの提案に財務省とRBIが反対したことに着目し、基礎的な社会的、経済的目的の達成に適切な財政目標の性質について検討している。

こうした計画委員会と連邦財務省・財政委員会との対立は、経済成長と財政健全化のどちらを優先するかという問題のみならず、中央から州への財源移転の方法や権限などをめぐる両者の対立とも関連している。

II 州政府の財政・経常赤字削減の研究

連邦財務大臣は、2007-08年度連邦予算演説において2000年代の州政府財政での余剰現金の発生に関して「州の吸収能力（absorptive capacity）の欠如が原因」と指摘した（GOI [2007bs]）。この見解に対して、I & R [2006]

は、州政府が連邦財務省と財政委員会の強制により制定した FRL の経常赤字除去の規定の誤った結果であると、以下のように主張している^(注1)。

- (i) 州財政は、1980年代後半から RBI の財源前貸し (Ways and Means Advances, WMA) 形態の当座貸越しポジションにあったが、2000年代には WMA が急速に低下し、余剰現金残高が増加した。RBI は、この現金残高をインド政府14日中間財務省短期証券 (14-Day Intermediate Treasury Bills of Government of India, 14DITB) に投資した。この投資は2002年初めから継続的に増加し、州の総逆投資額は61,886千万ルピーで、中央から州への NSSF 貸付け総額90,000千万ルピーの3分の2に達した。また、2005-06年度の14DITBの年収益率は5%、NSSFの利子率は9.5%、市場借入れ利子率は7.4%であった。
- (ii) 州の収入において、中央補助金の GDP 比率は2004-05年度から増加し、中央移転の GDP 比率は2002-03年度から改善し、州の自主収入は増加して、総経常収入 GDP 比率は12.9%へ増加した。資本収入は2004-05年度まで急増し、その後下落した。また、NSSF 貸付けコストは1999-2000年度以後増加し、貸付けの GDP 比率は2.1%に増加した。この NSSF 貸付けは、1999-2000年度までの中央からの貸付けから、以後は国内債務となり、NSSF へ発行された特別証券となった。また、NSSF 貸付けは各州の純少額貯蓄受取りの60%であったが、2005-06年度から NSSF 全受入れの借入れが強制された。
- (iii) 州の支出においては、経常支出 GDP 比率が停滞した。
- (iv) 州財政の悪化は、州全体が経常赤字となった1980年代半ばに始まり、1990年代半ば以来の高コスト債務により債務が段階的に拡大した。州の借入れ利子率は1980年代半ば、とくに1990-91年度以後に急増した。中央と州の利子率格差は1990年代にかなり拡大し、2000年代も継続した。また、1997-98年度の第5次給与委員会勧告の実施は経常赤字を急増させた。高利子率負担と給与支払いが州財政悪化の2つの最も顕著な要因であった。そして、財政赤字は、経常赤字の増加により1997-98年度以後に急増した。
- (v) 第11次財政委員会 (Eleventh Finance Commission, EFC) が中央からの財源移転などと州による財政整理を結合する過程を開始した。第12次財

政委員会 (TFC) の提案する条件による FRL は、州が TFC 提案の債務放棄計画を利用するため2005年に制定された^(注2)。なお、計画委員会は、第11次5カ年計画 (2007-08~2011-12年度) において経常支出の加速をともなう開発戦略を提案しており、全体戦略は経常赤字が除去されないならば崩壊するため、FRL 規定の柔軟性の欠如に反対する立場をとった。

- (vi) 州は、連邦財務大臣と財政委員会により FRL 制定を強制され、その法的制約により支出しなかったため、経常赤字と財政赤字は2000年代に急減した。経常赤字の低下は、経常収入 GDP 比率の増加の場合でさえ、経常支出 GDP 比率の停滞により達成された。増加した資本収入 (NSSF 借入れ) は、経常赤字増加の懸念のため経常支出に向けられなかった。
- (vii) したがって、州財政の余剰現金は、州の吸収能力の欠如の結果ではなく、増加する経常・資本収入と FRL により支出しないことの誤った結果であった。そこで、FRL を廃止するか根本的に修正されねばならないし、これがインドの中央-州財政関係の中心舞台になったと結論づけられている。以上の主張の要点は、次のように整理できる。
- (a) 州財政での余剰現金の発生は、経常収入の増加と経常支出の停滞による経常赤字の削減と、中央の NSSF 州貸付けによる資本収入の増加に対して資本支出の停滞の結果である。
- (b) 余剰現金は、RBI により中央の 14DITB へ投資され、この逆投資額は NSSF 貸付けの3分の2に達しており、また、14DITB の5%の利率に対して NSSF の利率は9.5%で、州の利率負担を増加させている。
- (c) したがって、余剰現金の発生は、TFC の提案する債務放棄計画利用の前提条件として制定された FRL の規定による経常・財政赤字の削減のために支出が抑制された結果である。

そこで、連邦財務省と財政委員会により強制された FRL の制定、NSSF の各州の全受入れの強制的な借入れと、余剰現金の RBI による中央の 14DITB への逆投資は、中央-州政府間財政システムに関わる問題であり、FRL の根本的修正または廃止が求められている。

以下では、これらの要点を検証するため、TFC 勧告、FRL の内容と州の財政および経常赤字の削減状況、RBIの余剰現金に関する見解の順に検討する。

(注1) I & R [2006] は現金余剰 (cash surpluses) との用語を使用しているが、RBI は余剰現金残高 (surplus cash balance) との用語を使用しており、本論では、余剰現金残高を使用する。

(注2) TFC のこうした提案に関して、財政委員会には追加委嘱事項によって憲法外の権限が与えられたためと指摘している。

III 『第12次財政委員会報告』の概要

1 財政赤字削減に関する委嘱事項

第12次財政委員会 (TFC) への州政府の財政赤字削減に関する委嘱事項は、中央政府の FRBM 法制定を踏まえて、第11次財政委員会 (EFC) と比較すると、2つの委嘱事項において次のような相違がある。

- (i) 「委員会は、連邦および州の財政状態を再検討し、政府が集団的および個別に予算均衡の回復とマクロ経済安定の達成のために財政を再構築し、また、公正な成長とともに債務を削減する計画を提案すべきである。」と下線部分が追加されている。
- (ii) 「委員会は第11次財政委員会の勧告に基づき中央政府により導入された財政改革ファシリティ (Fiscal Reform Facility, FRF) を再検討し、その目的の効果的達成のための方策を提案すべきである。」との事項が新たに加えられている^(注1)。

2 州政府財政の評価

(1) 財政再構築の必要性

中央および州政府財政は、1997-98年度から2002-03年度の6年間の前半には政府職員給与の引上げと高い利子率により、後半には低経済成長率と厳しい旱魃により弱体化した。そして、両政府財政の再構築は、5つの財政指標に関する1987~90年度と1999~2002年度の3年間平均の比較から、次のような悪化を理由に必要性が強調されている。

①税 GDP 比率は14.4%へ1.6%ポイント下落した。②経常収入に対する利子支払いの比率は34%へ13%ポイント増加した。③経常赤字 GDP 比率は6.5%へ3.5%ポイント増加した。④財政赤字 GDP 比率は10%へ0.7%ポイン

ト増加した。⑤資本支出 GDP 比率は3.3%へ2.8%ポイント下落した。

州財政は、1997-98年度から2002-03年度の6年間は歴史上最悪と評価されている。この時期の前半には、職員平均給与の60%近い引上げによる給与支出増加と、中央移転の GDP 比率および自主税収 GDP 比率の低下があった。そして、名目利子率がピークとなった時期に支出の下方調整ができず、後半には景気後退のため借入れに依存する結果になったのである。

3 中央税収分与に関する勧告

(1) 中央税収の州分与率

①配分可能な中央税の純収入の州への配分は30.5%とすべきである。この目的のため、売上税に代わる付加消費税は中央税の一般プールとして取り扱われる。なお、この税レンタル取決めの終結により州が規定限度なしにこれら物品へ売上税を賦課することを認められるならば、配分可能な中央税の純収入での州の配分は29.5%に減らされる。②第88次憲法修正後にサービス税に関する法が制定され、全サービス税収入が配分可能プールとされるならば、この法の下で州に生じる収入は配分よりも少なくないことが保証されねばならない。③州への全移転の指示額は、中央粗経常収入の38%に固定される。

(2) 財源配分

2005-06年度から2009-10年度の期間の5会計年度における全配分可能な連邦税の純収入は、表III-1のような各州への配分が勧告された。そこで、EFCの勧告を示す表III-2との比較により連邦政府から各州への財源移転配分における主な変化を整理しておきたい。なお、TFCの対象となる州は、EFC報告後の新たな3州の創設により25州から28州になっており、調整を加えて比較することになる^(注2)。

(i) 財源移転総額の構成では、中央税収分与は81.13%でEFCの86.53%より5.4%ポイント減り、補助金全体は18.87%でEFCの13.47%より5.4%ポイント増加しているが、非計画赤字補助金は7.52%でEFCの8.13%より0.61%ポイント減っているため、非計画赤字補助金以外の補助金は、EFCとは内容が異なるが、比重が高まっている。

(ii) 中央税収の分与率において、0.5%ポイント以上増加した州は、グジャ

表III-1 第12次財政委員会の財源移転 (2005-06年度~2009-10年度平均)

	中央税収分与		補						助		金
	(2005-10)	(2005-10)	非計画赤字補助金 (2005-10)	保健部門 (2005-10)	教育部門 (2005-10)	道路・橋梁維持 (2006-10)	建物維持 (2006-10)				
アーンドラ・プラデーシュ	45138.68	7.36				980.12	6.53	242.53	4.85		
アルナチャル・プラデーシュ	1767.34	0.29	1357.88	2.39		44.36	0.30	57.42	1.15		
アッサム	19850.69	3.24	305.67	0.54	1107.37	330.12	2.20	230.64	4.61		
ビハール	67671.04	11.04		1819.69	2683.76	309.36	2.06	359.61	7.19		
チャットティースガル	16285.76	2.66				262.40	1.75	183.09	3.66		
ゴア	1589.14	0.26				39.48	0.26	24.18	0.48		
グジャラート	21900.48	3.57				895.20	5.97	203.61	4.07		
ハリヤナー	6596.46	1.08				182.72	1.22	151.80	3.04		
ヒマチャル・プラデーシュ	3203.22	0.52	10202.38	17.94		261.64	1.74	147.60	2.95		
ジャンムー・カシュミール	7441.71	1.21	12353.46	21.73		117.68	0.78	164.54	3.29		
ジャールカンド	20624.02	3.36		360.98	651.73	409.04	2.73	159.61	3.19		
カルナータカ	27361.88	4.46				1458.12	9.72	205.12	4.10		
ケララ	16353.21	2.67	470.37	0.83		642.32	4.28	103.50	2.07		
マディヤ・プラデーシュ	41180.59	6.72		181.64	459.56	586.88	3.91	443.02	8.86		
マハラーシュトラー	30663.19	5.00				1189.68	7.93	223.61	4.47		
マニプル	2221.44	0.36	4391.98	7.72		76.96	0.51	37.71	0.75		
メガラヤ	2276.61	0.37	1796.86	3.16		86.40	0.58	35.02	0.70		
ミゾラム	1466.52	0.24	2977.79	5.24		42.12	0.28	23.29	0.47		
ナガランド	1613.67	0.26	5536.50	9.74		120.88	0.81	46.17	0.92		
オリッサ	31669.47	5.17	488.04	0.86	323.30	1475.08	9.83	389.14	7.78		
パンジャブ	7971.00	1.30	3132.67	5.51	100.00	420.96	2.81	151.80	3.04		
ラージャスターン	34418.56	5.61				633.32	4.22	213.09	4.26		
シッキム	1392.94	0.23	188.67	0.33		18.64	0.12	32.15	0.64		
タミル・ナードゥ	32552.74	5.31				1214.40	8.10	242.53	4.85		
トリプーラ	2626.09	0.43	5494.20	9.66		61.48	0.41	50.11	1.00		
ウッタール・プラデーシュ	118209.45	19.28		2312.38	4454.07	2403.16	16.02	600.28	12.01		
ウットラーンチャル	5762.22	0.94	5114.68	9.00		324.56	2.16	97.60	1.95		
西ベンガル	43303.91	7.06	3044.72	5.36	391.86	412.92	2.75	181.23	3.62		
全州	613112.02	100.00	56855.87	100.00	10171.65	15000.00	100.00	5000.00	100.00		
	81.13		7.52	0.78	1.35	1.98		0.66			

(出所) GOI [2004]: Report of the Twelfth Finance Commission (2005-10), p.197より作成。

(単位：千万ルピー,%)

森林維持 (2005-10)	遺産保護 (2006-10)	州特別需要 (2006-10)	地方団体 (2005-10)	災害救済 (2005-10)	計		総計
65.00	40.00	500.00	1961.00	1425.93	5214.58	3.66	50353.26
100.00	5.00	10.00	71.00	112.56	1758.22	1.23	3525.56
40.00	20.00	130.00	581.00	767.89	4478.71	3.14	24329.40
5.00	40.00	400.00	1766.00	592.37	7975.79	5.59	75646.83
85.00	10.00	300.00	703.00	444.45	1987.94	1.39	18273.70
3.00	20.00	10.00	30.00	8.73	135.39	0.09	1724.53
20.00	25.00	200.00	1345.00	1019.47	3708.28	2.60	25608.75
2.00	15.00	100.00	479.00	515.46	1445.98	1.01	8042.44
20.00	10.00	50.00	155.00	400.52	11247.14	7.89	14450.36
30.00	10.00	100.00	319.00	343.89	13438.57	9.42	20880.28
30.00	10.00	330.00	580.00	501.46	3032.82	2.13	23656.84
55.00	50.00	600.00	1211.00	475.16	4054.40	2.84	31416.28
25.00	25.00	500.00	1134.00	354.32	3254.51	2.28	19607.72
115.00	20.00	300.00	2024.00	1011.27	5141.37	3.60	46321.96
70.00	50.00	300.00	2774.00	923.77	5531.06	3.88	36194.25
30.00	5.00	30.00	55.00	22.11	4648.76	3.26	6870.20
30.00	5.00	35.00	58.00	44.88	2091.16	1.47	4367.77
25.00	5.00	65.00	30.00	26.19	3194.39	2.24	4660.91
25.00	5.00	45.00	46.00	15.19	5839.74	4.09	7453.41
75.00	50.00	170.00	907.00	1199.37	5273.30	3.70	36942.77
2.00	10.00	96.00	495.00	605.16	4913.59	3.44	12884.59
25.00	50.00	450.00	1450.00	1722.50	4643.91	3.26	39062.47
8.00	5.00	100.00	14.00	69.74	436.20	0.31	1829.14
30.00	40.00	300.00	1442.00	866.46	4135.39	2.90	36688.13
15.00	5.00	49.00	65.00	51.12	5790.91	4.06	8417.00
20.00	50.00	800.00	3445.00	1177.11	15262.00	10.70	133471.45
35.00	5.00	240.00	196.00	369.28	6432.12	4.51	12194.34
15.00	40.00	890.00	1664.00	933.64	7573.37	5.31	50877.28
1000.00	625.00	7100.00	25000.00	16000.00	142639.60	100.00	755751.62
0.13	0.08	0.94	3.31	2.12	18.87		100.00

表III-2 第11次財政委員会の財源移転 (2000-01年度~2004-05年度)

	中央税		支出税・サービス税		税 収 分 与		補 助 金		地方団体補助金	
	中央税	支出税・サービス税	配分額	合計配分比率	非計画経常赤字	行政改善・特別問題	パンチャヤット	配分額		
高所得州										
グジャラート	2.821	2.858	1061593	2.82	0	23485	4.351	34804		
ハリヤナ	0.944	0.956	355244	0.94	0	13265	1.839	14709		
マハララージュトラ	4.632	4.693	1743105	4.63	0	33197	8.209	65673		
パンジャープ	1.147	1.162	431637	1.15	28421	11001	1.933	15464		
ゴア	0.206	0.209	77522	0.21	0	2728	0.116	927		
中所得州										
アンドラ・プラデシュ	7.701	7.802	2898025	7.70	0	28523	9.503	76024		
カルナータカ	4.930	4.994	1855248	4.93	0	31153	4.926	39412		
ケーララ	3.057	3.097	1150404	3.06	0	12914	4.120	32963		
タミル・ナードゥ	5.385	5.455	2026472	5.38	0	25186	5.826	46612		
西ベンガル	8.116	8.222	3054009	8.12	3244609	23945	7.222	57773		
低所得州										
ビハール	14.597	14.788	5493490	14.60	0	40160	9.813	78504		
マディヤ・プラデシュ	8.838	8.954	3325898	8.84	0	49452	8.943	71547		
オリッサ	5.056	5.122	1902664	5.06	67360	21505	4.320	34559		
ラージャスターン	5.473	5.544	2059588	5.47	124468	29985	6.137	49095		
ウツタル・プラデシュ	19.798	20.057	7450156	19.80	102674	66991	16.489	131913		
特別カテゴリー州										
アッサム	3.285	3.328	1236205	3.29	11068	13254	2.918	23345		
アルナチャル・プラデシュ	0.244	0.247	91822	0.24	122802	9059	0.348	2784		
ヒマチャル・プラデシュ	0.683	0.692	257025	0.68	454926	9116	0.821	6567		
ジャムナー・カシュミール	1.290	0.000	485450	1.29	1121119	12782	0.930	7441		
マニプル	0.366	0.371	137732	0.37	174494	5859	0.235	1877		
メガラヤ	0.342	0.346	128701	0.34	157238	5739	0.320	2561		
ミゾラム	0.198	0.201	74511	0.20	167630	8984	0.098	786		
ナガランド	0.220	0.223	82790	0.22	353624	6284	0.161	1287		
シッキム	0.184	0.186	69243	0.18	84058	6678	0.066	529		
トリプラ	0.487	0.493	183267	0.49	241416	6018	0.356	2846		
全州	100.000	100.000	37631801	100.00	3535907	497263	100.000	800000		
構成比率			86.53		8.13	1.14		1.84		

(出所) GOI [2000]: Report of the Eleventh Finance Commission (2000-05), pp.59-60, 81-82, 97-99より作成。

(単位：10万ルピー，%)

都市自治体	救済基金		合計 (税収配分を除く)		総計	
	配分額	配分率	配分額	配分率	配分額	配分率
6.626	13252	66888	138429	2.4	120022	2.8
1.832	3664	33695	65333	1.1	420577	1.0
15.813	31625	65149	195644	3.3	1938749	4.5
2.736	5473	50857	111216	1.9	542853	1.2
0.232	464	515	4634	0.1	82156	0.2
8.233	16466	82080	203093	3.5	310118	7.1
6.241	12482	30903	113950	1.9	1969198	4.5
3.762	7525	27866	81268	1.4	1231672	2.8
9.668	19337	42536	133671	2.3	2160143	5.0
9.874	19749	41900	467976	8.0	3521985	8.1
4.695	9390	51246	179300	3.1	5672790	13.0
7.801	15601	37340	173940	3.0	3499838	8.0
1.998	3996	45366	172786	2.9	2075450	4.8
4.971	9942	85785	299275	5.1	2358863	5.4
12.582	25163	74033	400774	6.8	7850930	18.1
1.077	2154	42060	91881	1.6	1328086	3.1
0.034	68	4983	139696	2.4	231518	0.5
0.195	389	18020	489018	8.3	746043	1.7
0.783	1566	14464	1157372	19.8	1642822	3.8
0.220	440	1189	183859	3.1	321591	0.7
0.135	270	1632	167440	2.9	296141	0.7
0.192	384	1232	179016	3.1	253527	0.6
0.089	179	812	362186	6.2	444976	1.0
0.010	21	2863	94149	1.6	163392	0.4
0.201	402	2155	252837	4.3	436104	1.0
100.000	200000	825569	5858739	100.0	43490540	100.0
	0.46	1.90	13.47		100.00	

ラート，マディヤ・プラデーシュ（チャッティースガルを含む）であり，1%ポイント以上減った州は西ベンガル，0.5%ポイント以上減った州はカルナータカである。

- (iii) 非計画赤字補助金について，EFC では配分されていなかったが TFC では配分されているのは中所得州のケーララであり，EFC では配分されていたが TFC では配分されていないのは低所得州のラージャスターンとウツタル・プラデーシュである。また，新設州のチャッティースガル，ジャールカンドは補助金を受けていないが，ウッタランチャルは受けている。
- (iv) 非計画赤字補助金以外の補助金では，ジャンムー・カシミール州は19.8%から9.42%へ大きく減っており，西ベンガル州は8.0%から5.31%へ減っている。
- (v) 配分総計において，1.0%ポイント以上増加したのは低所得州のウツタル・プラデーシュ（ウッタランチャルを含む）であり，0.5%ポイント以上増加したのは高所得州のグジャラートとパンジャブ，低所得州のマディヤ・プラデーシュ（チャッティースガルを含む）である。また，1%ポイント以上減ったのは中所得州の西ベンガルと特別カテゴリー州のジャンムー・カシミールである。

以上のように総計の配分率の増減は，主に総計の約81%を占める中央税収分与の配分率の増減を反映している。税収配分の基準は，EFC から次のように変更された。①人口：10%→25.0%，②一人当たり所得乖離：62.5%→50.0%，③面積：7.5%→10.0%，④インフラ指数：7.5%→0.0%，⑤税努力：5.0%→7.5%，⑥財政規律指数：7.5%→7.5%。

人口の基準が15%ポイント，面積と税努力が2.5%ポイント引き上げられたが，一人当たり所得乖離の基準が12.5%ポイント引き下げられ，インフラ指数がゼロとされている。したがって，所得乖離の基準の比重低下に対する人口の比重増大による配分率の増減効果により，EFC との比較では人口規模の大きな州に有利な配分であり，一人当たり所得の州間格差の是正効果が小さくなっている。また，非計画赤字補助金を受給しない州は全体としては増加しており，財政収支状況の改善を反映している。そして，最大の配分を受けた州は17.66%のウツタル・プラデーシュ，次いで10.01%のビハール，

6.73%の西ベンガル、6.66%のアードラ・プラデーシュ、6.13%のマディヤ・プラデーシュであり、EFC とは 4 位と 5 位が逆転している他には大きな変化はないが、大きな配分を受けていた 3 州が分割されたため、上位州への配分の集中は低下している。

4 財政再構築に関する計画

TFC は、委嘱事項が EFC と異なっていた財政再構築等の計画に関して、次のように勧告している。

(1) 財政赤字削減に関する目標

財政再構築計画の基本シナリオは、表III-3のように GDP 成長率が最終年度に7.0%、インフレ率が同じく5.0%として、表III-4のような財政調整の数値目標を示し、次のように勧告されている。

①中央と州の統合財政の税収-GDP 比率は2009-10年度までに17.6%に、主要支出は GDP 比率23%のレベルへ、資本支出は GDP 比率の約 7 %へ増加されるべきである。②歴史的為替レートで測定された対外債務を伴う債務-GDP 比率は、2009-10年度末までに最低限75%へ引き下げられるべきである。③転貸し制度は漸次的に終了され、中央と州の債務-GDP 比率に関する長期目標は各々28%とされるべきである。④中央と州の財政赤字の GDP 比率目標は、各々 3 %に固定される。⑤中央の利子支払いは2009-10年度までに経常収入の約28%にすべきである。州の利子支払いは、2009-10年度までに経常収

表III-3 第12次財政委員会のマクロ経済
シナリオ (GDP 比率) (単位: %)

	2004-05年度	2009-10年度
GDP 成長率	6.5	7.0
インフレ率	6.0	5.0
貯蓄率	24.0	26.0
投資率	24.5	27.5
経常収支赤字	-0.5	1.5
財政赤字	8.9	6.0
経常赤字	4.5	0.0
政府資本支出	5.6	6.6

(出所) GOI [2004]: *Report of the Twelfth Finance Commission (2005-10)*, p.73 より作成。

表Ⅲ-4 第12次財政委員会の財政調整シナリオ (GDP 比率)

(単位: %)

	2004-05年度	2094-10年度	要調整率	年調整率
統合財政				
税収	15.6	17.6	2.0	0.40
税外収入	2.5	3.4	0.9	0.18
総経常収入	18.1	21.0	2.9	0.58
利子支払い	6.1	6.6	-1.6	-0.31
総経常支出	22.6	21.0	-1.7	-0.33
資本支出	5.6	6.6	1.0	0.20
総支出	28.3	27.6	-0.7	-0.13
プライマリー支出	22.2	23.1	0.9	0.18
経常赤字	4.5	0.0	-4.5	-0.90
財政赤字	8.9	6.0	-2.9	-0.57
プライマリー赤字	2.8	1.5	-1.3	-0.26
利子支払い/経常収入	33.7	21.6	-12.1	-2.42
未払い債務	80.8	74.5	-6.3	-1.26
中央財政				
粗税収	9.7	10.9	1.2	0.30
税収(純)	7.2	7.9	0.8	0.05
税外収入	2.2	2.2	0.0	0.35
総経常収入	9.4	10.2	0.8	
利子支払い	4.2	2.8	-1.3	-0.33
総経常支出	11.9	10.2	-1.7	0.28
資本支出	3.0	3.5	0.5	-0.56
総支出	14.8	13.7	-1.2	-0.23
プライマリー支出	10.7	10.8	0.2	
経常赤字	2.5	0.0	-2.5	0.23
財政赤字	4.5	3.0	-1.5	0.10
プライマリー赤字	0.3	0.2	-0.2	0.52
利子支払い/経常収入	44.5	28.0	-16.6	-0.08
負債	53.0	43.7	-9.3	0.16
州財政				
州自主税収	5.9	6.8	0.8	0.17
税収	8.4	9.7	1.3	0.25
自主税外収入	1.2	1.4	0.2	0.03
税外収入	3.2	3.5	0.3	0.17
総経常収入	11.6	13.2	1.6	0.32
利子支払い	2.9	2.0	-0.9	-0.18
総経常支出	13.6	13.2	-0.4	-0.08
資本支出	2.6	3.1	0.5	0.10
総支出	16.2	16.3	0.1	0.01
プライマリー支出	13.3	14.3	1.0	0.20
経常赤字	2.0	0.0	-2.0	-0.40
財政赤字	4.5	3.0	-1.5	-0.30
プライマリー赤字	1.6	1.0	-0.6	-0.12
利子支払い/経常収入	24.9	15.0	-10.0	-1.99
負債	30.3	30.8	0.6	0.11
中央への州利子支払い	0.9	0.3	-0.7	-0.13

(出所) GOI [2004]: Report of the Twelfth Finance Commission (2005-10), pp.74-75 より作成。

入の約15%に引き下げられるべきである。⑥中央と州の GDP 比率での経常赤字は、個別会計と同様に統合会計でも、2008-09年度までにゼロに削減されるべきである。⑦州は、利子支払いと年金の総給与支出が純経常支出の35%を超えないような方法で新任採用と賃金政策を行うべきである。

以上の TFC 勧告における初年度の2004-05年度の概算値を EFC の最終年度の2004-05年度の予測値と比較すると、諸指標の中で達成されたのは中央の財政赤字 (4.5%) のみである (GOI [2000], 山本 [2007])。TFC の最終年度の目標値と EFC の目標値とを比較すると、中央では税外収入、総経常収入と資本支出、州では自主税外収入、総経常収入、総経常支出と財政赤字は目標値が緩和されている。目標値が強化されているのは、中央では粗税収、総経常支出、経常赤字と財政赤字、州では自主税収、総経常収入と資本支出である。赤字指標に関して、中央では経常赤字と財政赤字ともに削減目標が強化され、州では経常赤字の削減目標は同一のゼロであるが、財政赤字は2.5%から3.0%に緩和されている。したがって、TFC の目標値は、EFC の目標値がほとんど達成されなかったため、より現実的な目標値の設定になっている。その中で、中央の粗税収、州の自主税収など税収の目標値が高く設定されており、財政再建方針が収入主導であることを示している。また、赤字指標では、州の財政赤字が緩和されているが、FRBM 法と TFC が制定を勧告する FRL の規定に一致する目標値が設定されている。

(2) 財政責任法の制定

各州に次の事項を最低条件とする財政責任法 (FRL) の制定が勧告された。

①2008-09年度までに経常赤字を除去すること。②利子支払いの経常収入比率と定義される財政赤字を州内総生産 (Gross State Domestic Product, GSDP) の3%またはそれ相当に減らすこと。③経常および財政赤字の年削減目標を明確にすること。④州経済と関連財政戦略の見通しを示す年次報告を出すこと。⑤政府、公共部門と被援助機関の雇用者数と関連給与を示す予算に沿って特別報告を出すこと。

5 新債務救済制度の提案

(1) 財政改革ファシリティの廃止

EFC の勧告した債務救済制度である財政改革ファシリティは、財政および経常赤字の削減に関して期待された効果が見られないため、継続されなかった^(注3)。

(2) 新債務救済制度の提案

州の財政改革と整理のために中期プログラムの作成が必要であり、次のような新たな債務救済制度が勧告された^(注4)。

- (i) 各州は、借入れと保証の削減により経常赤字を2008-09年度までに除去し、財政赤字を削減するため、明確な年次目標を規定する FRL を制定しなければならない。
- (ii) 2004年3月31日までに契約され、また2005年3月31日に未払い州への中央貸付は、整理されて新規に利子率7.5%で20年間に繰り延べられる。これは州の FRL の制定年度から実施される。
- (iii) 州の経常赤字削減に連結した債務帳消制度 (debt write-off scheme) が導入される。この制度では、2004年3月31日までに契約され、整理を勧告された中央貸付の2005-06年度から2009-10年度までの返済が帳消しに適格である。帳消しの量は、経常赤字が継続する年度の削減額に連結される。経常赤字削減は、勧告された利子救済に帰される累積的削減より累積的に大きくなければならない。州の財政赤字は少なくとも2004-05年度レベルに抑制されねばならない。もし経常赤字がゼロに引き下げられるならば、この期間の全返済は帳消しされる。
- (iv) 中央政府は、貸出しの仲介をすべきでなく、州に市場への直接アプローチを認めるべきである。もし財政的に弱い州が市場から資金調達できないならば、中央は貸出し目的で借入れできる。
- (v) 全州は、銀行の貸付、NSSF 会計の債務などを含む全ての貸付の割符償還のため減債基金 (sinking fund) を設置すべきである。また、州は、特定向保証料金により保証償還基金 (guarantee redemption fund) を設置すべきである。

以上の新債務救済制度では、①経常赤字除去と財政赤字削減の目標年次を

規定する FRL の制定を前提条件として、②経常赤字削減に連結した中央貸付けの帳消しが州に与えられ、③州の金融市場への直接アプローチを認めている点が、注目される。とくに、FRL の制定は、財政再構築計画における勧告に加えて、経常赤字削減に連結された新債務救済制度の適用条件とされている。したがって、I & R [2006] の TFC 勧告による州政府への FRL 制定の強制という主張について、FRL 制定が州政府へ法的に強制されていたとはいえない。しかし、州政府にとって経常および財政赤字の削減に必要な債務帳消しを利用するためには制定以外に有利な選択肢はなく、実質的な意味で強制力を持ちえたと考えられる。

6 勧告の評価

(1) ランガラジャンの見解

TFC の委員長であったランガラジャン (C. Rangarajan) は、勧告の基礎となる財政移転制度に関する考え方と勧告の要点を次のように説明している (Rangarajan [2005])。

- (i) 中央および州政府財政は個別のおよび総計で裁定期間以前に持続的な不均衡を示しており、税収構造と支出パターンには財政悪化の持続する根本的で構造的な理由があるため、TFC は財政整理の枠組み内で公平性と効率性の目的に役立つ財政移転制度を勧告した。
- (ii) 垂直的移転：TFC は、配分可能な税収プールの州配分を以前の29.5%から30.5%へ増加した。この増加は、総税移譲における州の割合が水平的配分定式の修正の結果として低下する州へクッションを与えるために必要であった。また、中央の粗経常収入からの全移転の限度を37.5%から38%に引き上げた。垂直的移転に関して州が提示した問題は、第27条による中央税の州配分が予測を下回ることであるため、TFC は、中央税収の予測の過大な楽観的見方が避けられることと、総移転における絶対額である補助金の比率のわずかな増加により解決を試みた。
- (iii) 水平的移転：移譲計画では、財政能力、費用負担無能力と財政効率性における不足を反映する (税収) 配分基準間で妥協点を見いだすよう努力され、EFC の配分基準の加重率を変更した。

- (iv) 補助金の役割：税移譲に対する補助金の比率を EFC の13%に対して19%に増加したが、それは補助金が税移譲とは異なる次のような目的を果たしうるためである。①州の収入に大きな安定性を与える。②均等化原則への適用を可能にし、教育と保健に焦点を当て、特別補助金が与えられた。③特別目的を促進する条件付補助金が与えられ、道路と橋と建物の維持に特別分配が行われた。
- (v) 税移譲と補助金は EFC より72%高く、補助金は123%増加した。
- (vi) 債務再構築：勧告の債務救済制度は2部分から構成される。①過去の債務を整理し、利子率削減と返済繰延べによる救済と、②経常赤字の絶対レベルの削減に結合する債務帳消し、である。この救済を得るための唯一の条件は適切な RFL の制定である。
- (vii) 制度変更：中心的变化は政府借入体制に関係しており、州は財政責任法の枠組み内で年度借入れプログラムを決定しなければならないし、借入れのため市場への直接アクセスが必要になる。年次借入れの限度は、財務省、計画委員会、RBI と州代表による貸付協議会 (Loan Council) のような独立団体により監督されるべきである。
- (viii) 財政再構築計画：中央と州の統合財政赤字が2008-09年度までに6%、経常赤字がゼロに削減されることが目指されている。経常赤字の4.5%ポイントの削減は、総経常収入の2.9%の増加と総経常支出の1.6%の削減により達成されるべきである。財政再構築計画では、政府のマイナス貯蓄の低下を含意する GDP に対する経常赤字の漸進的な低下と、GDP に対する貯蓄の増加のようなプラス成長の配当を期待している。持続的基礎に基づく高成長と結合した高い税 GDP 比率と利子支払いの低下は、政府資本支出の増加に必要な余地と非利子、非給与経常支出を高める生産性を創出する。

(2) バグチの評価

以上のランガラジャンの説明は、TFC の勧告の要点を EFC との比較により簡潔に示しており、TFC の財政再構築に関する勧告の基礎的な考え方と特徴を確認できた。この TFC の勧告に関して、比較された EFC の委員であったバグチ (Amaresh Bagchi) は、次のように評価している (Bagchi

[2005])。

バグチは、中央と州の財政再構築提案と債務救済を与えた後の新借入体制が TFC 勧告の特徴であり、市場に基づく規律の導入を目指す新借入体制が最も注目すべきイニシアティブであると捉えている^(注5)。そして、債務救済は州の FRL 制定を条件としており、債務帳消しには、2008-09年度までに経常赤字を除去、財政赤字を GDP 比率 3% に抑制しなければならない。しかし、債務救済制度の主な欠陥は、救済範囲が州の未払い債務総計の約 6 分の 1 を構成する中央の貸付負債のみに限定されており、州借入れの 30% を占める NSSF 貸付が除外されていることである。また、中央の貸出し中止は、高コスト源泉である NSSF 貸付けへの大きな依存を必要とすることになる。したがって、州が NSSF から解放され、NSSF 資金が金融市場における資金として取り扱われなければ、借入れに関する TFC 勧告による制度的変更は無に帰すことになると評価している。

本論の注目する FRL に関しては、TFC は財政規律を保証する効能をかなり信頼しているが、世界の経験は混合であると、疑問を呈している。そして、財政整理には財政難の根本的原因が解決されねばならず、とくに計画過程の再検討により支出の計画と非計画の二分法の廃止と FC による全財源移転の調停が必要としている。この支出の二分法の廃止および FC と PC の対象範囲の変更は、バグチの従来からの主張である。バグチは、TFC 勧告が中央-州政府間財政関係の発展に貢献すると一定の評価を与えているが、最も注目されたイニシアティブである財政再構築のための債務救済と新借入制度には批判的な見解を示している。

(注 1) この財政改革ファシリティに関する事項は、追加委嘱事項に対応している(2000年4月28日付けの大統領告示)。EFC に対する財政赤字に関する事項以外の相違点では、EFC の地方団体に関する委嘱事項に対応する事項はない。

(注 2) 分割された 3 州と誕生した新 3 州は、マディア・プラデーシュからチャッティースガル、ビハールからジャールカンド、ウッタル・プラデーシュからウッタラーanchal である。

(注 3) EFC の勧告した FRF の内容については、山本[2007]第 5 章を参照。また、廃止の具体的な理由として、次のことが指摘されている。① FRF の運用にもかかわ

らず、州の総財政赤字は1999-2000年度のGDPの4.64%から2003-04年度の4.97%に増加した。州の経常赤字は2.82%から2.67%にわずかに低下した。州の未払い債務はGDPの25.20%から31.23%へ増加した。②FRFのインセンティブ資金の規模は、州のブルーデントでない財政行動の短期的報酬に対応するため十分なインセンティブを与えることができなかった。③FRFの運用は、条件の広いパラメーター適用での判断と裁量を必要とするが、これは連邦財政構造でいくつかのディレンマを生じた。

(注4) 新債務救済制度の内容には、本文で指摘した外に次の3事項がある。①債務救済は人的開発または投資環境での実績と連結されない。②国外援助は、国外資金機関による援助に付帯と同一の期間と条件で州に移転されうるし、インド政府を利益と損失なしに金融仲介とする。州への国外援助は、公共会計における別の資金により管理されるべきである。③特定州の債務救済：2000年3月31日にパンジャブへ与えられた3,772千万ルピーに達する未払いの特別期限貸付の返済と利子支払いのモラトリアムは、今後2年間、すなわち、2006-07年度まで継続するし、その時まで中央政府は、EFCの勧告に関して認められるべき債務救済の量を終了しなければならない。中央政府によるアジア開発銀行と世界銀行からのグジャラートへ与えられた救済と復興貸付に関して、中央政府は、もしグジャラート政府が望むならば、これらの貸付の期間と条件を変更して、これらは、国外機関がこれらの貸付を延長したのと同じ期間グジャラートに利用可能になる。

(注5) TFC勧告の税移譲に関しては、税移譲の割合を減らして、効率性要因の比重を増加し、均等化基準の要因を引き下げて、全裁定期間と同様に基礎年度の経常赤字の予測調整においてEFCよりも欠陥を是正しようと試みたと認めている。しかし、憲法上の必要に対応できる州の収入能力の不均衡についてはEFCと同様に大きく、この是正には、税移譲の割合の引下げと補助金の割合の引上げが必要と指摘している。

IV 財政責任法と財政・経常赤字削減

1 財政責任法モデル

TFC勧告は、FRL制定を州政府の新債務救済制度を利用する前提条件としていた。RBIは、規則に基づく財政整理を促進する目的で2003年10月にFRLのモデルを作成するために研究グループ(the Group on Model Fiscal Responsibility Legislation at State Level)を設置した。この研究グループは2005年1月に報告を提出した。そこで、この研究グループの提示したFRL

モデルの概要を整理した後、各州の実際に制定した FRL の内容を検討する (RBI [2005])。

(1) 財政管理目標

- (i) 経常赤字を除去するために適切な方策を取り、その後、経常黒字を構築し、財政赤字を持続可能なレベルに抑制する。
- (ii) コスト回収と公平性に関して税外収入を調達する政策を追求する。
- (iii) 資本支出の優先順位化の基準を規定し、経済成長、貧困削減と人的福祉の改善のため刺激を与える支出政策を追求する。

(2) 財政管理原則

- (i) 透明性
- (ii) 安定性と予測可能性
- (iii) 責任と高潔性
- (iv) 公正性
- (v) 効率性

(3) 議会に提出されるべき財政政策書

- (i) マクロ経済枠組書：州経済の概観，総州内総生産 (GSDP) の成長と部門構成の分析，州政府財政と将来見込みに関する評価を含む。
- (ii) 中期財政政策書：総経常収入 (TRR) に対する経常赤字 (RD) の 3 年ローリング目標，GSDP 比率での粗財政赤字 (GFD) と GSDP 比率での総未払い負債を含む。この文書は，財政指標の諸仮定と次のような持続可能性の評価を含む。①経常収入と経常支出の残高，②生産的資産を形成するための借入れを含む資本収入の利用，③今後10年間の保険計理的基礎により算定された見積もり年間年金負債。
- (iii) 財政政策戦略書：次のことを含む。①課税，支出，借入れとその他の負債，貸出し，投資，偶発債務，公共財／施設の利用者課徴金と州レベル公共部門企業の保証および活動のようなその他の活動の説明に関する次年度の州政府の財政政策。②次年度の財政分野での州政府の戦略的優先事項。③重要な財政方策と，課税，補助金，支出，借入れと利用者課徴金に係る財政方策における主要な逸脱の理論的根拠。④財政管理原則に対する州政府の現行政策の評価。

財政政策戦略書は、財政指標に関する 8 つの開示書から構成される。①州政府債務の構成部分と借入れの利子コスト。②整理公債基金。③州政府の供与した保証。④未払いのリスク加重保証。⑤保証償還。⑥資産。⑦調達されたが実現されていない経常需要。⑧その他の未払い債務。

(4) 財政目標

州政府は、財政管理目標の実行に必要な目標を規定しうる。これらは次のことを含む。① RD の削減と除去。② GFD の GSDP 比率の削減。③未払い債務の GSDP 比率の削減。④ TRR 比率および／または GSDP 比率での増分的リスク加重保証の制限。

RD および GFD 目標は、内部支出または自然災害または州政府が明示したその他の例外的根拠により発生する州政府財政への予期せぬ需要に基づく除外条項がある。

加えて、モデルは、財政透明性に関する方策、コンプライアンスを履行するための方策、議会に提出される規則の作成権限について明示している。州政府は、この法により作成された規則の下で規定される方法で規定のコンプライアンスの定期的な再検討を実施するため政府とは独立の適切な機関を設置しうる。

2 FRL の内容

FRL は、RBI の『州財政：2006-07年度予算の研究 (State Finances: A Study of Budgets of 2006-07)』によれば29州（首都デリーを含む）のうち23州において制定されている。制定していない6州は、ジャンムー・カシミール、ジャールカンド、ミゾラム、シッキム、西ベンガルと首都デリーである。23州の制定した FRL の内容は、RBI により表IV-1 のように10項目について整理されており、概要は以下のとおりである (RBI [2005, 2006])^(注1)。

- (i) 制定時期：FRL が TFC の報告提出の2004年11月以前に制定されたのは、2002年4月のカルナータカから2004年2月のウッタル・プラデーシュまでの5州であり、報告提出後にオリッサの2005年3月からゴアの2006年5月までに18州が制定している。
- (ii) 財政赤字：粗財政赤字 (GFD) の削減に関して、目標の GSDP 比率 3 %

表Ⅳ-1 各州の財政責任法の規定内容

	カルナータカ	ケーララ	タミル・ナードゥ	パンジャブ
制定年月	2002年8月(2003年4月施行)	2003年9月 (2005年財政責任規則)	2003年	2003年5月
粗財政赤字目標(GFD)	2006年3月までにGSDPの3%以下	2005-06年度までにGSDPの3.5%, 2006-07年度までにGSDPの2%	2008年3月までにGSDPの3%以下	GSDPの3%以下になるまでGFD増加率を2%に抑制
経常赤字目標(RD)	2006年3月までにゼロ	2005-06年度までにGSDPの2% 2006-07年度までにゼロ	2008年3月までにRDの経常収入比率を5%以下	経常収支均衡までRDの経常収入比率を前年度より5%ポイント削減
保証	政府保証法の規定限度を超過する保証を与えない	なし	前年度の総経常収入の100%またはGSDPの10%に総未払保証を制限	長期負債への未払保証を前年度の経常収入の80%に、短期負債への保証を運転資金または食料信用のみに制限
債務	2015年3月までにGSDPの25%を超えない	なし	なし	2006-07年度までに負債GSDP比率を40%に
支出	なし	なし	なし	なし
中期財政計画(MTFP)	①財政指標に関する4年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③戦略的優先事項 ④財政指標の実績評価 ⑤財政パラメーターに関する政策 ⑥現行政策の財政管理原則と設定目標の一致の評価	①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行財政政策の概観 ④現行政策の評価	①財政指標に関する多年度ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③多年度財政目標 ④財政指標の実績評価 ⑤経済傾向、成長と発展の将来見通し ⑥財政問題での戦略的優先事項 ⑦現行政策対財政管理原則の評価 ⑧財政パラメーターに関する政策	①財政指標に関する5年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③中期財政目標 ④成長と発展の見通し財政問題での戦略的優先事項 ⑤主要財政政策と逸脱の理論的根拠 ⑥財政パラメーターに関する政策
コンプライアンス	予算目標の達成の是正策による予算概算に関する収入と支出の半年毎の再検討 GFDとRDは国家安全保障または自然災害による予見しがたい需要という理由では制限を超えうる	公共支出再検討委員会による毎11月の報告提出	独立外部団体による定期的再検討の実施 GFDとRDは国家安全保障または自然災害による予見しがたい需要という理由では制限を超えうる	予算目標の達成の是正策による予算概算に関する収入と支出の4半期毎の再検討 GFDとRDは国家安全保障または自然災害による予見しがたい需要という理由では制限を超えうる
年金	なし	なし	なし	なし
財政透明性	指導的財政管理原則を年次予算準備における財政透明性を確保し、秘密厳守を最小化するための適切な措置を取る	財政運営における透明性を確保するための措置 財政指標とパラメーターに関する声明を議会に提出	財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置
その他	なし	なし	当法の規定のコンプライアンスの定期的再検討のため独立外部機関を任命する	なし

(出所) RBI [2005] pp.79-87, [2006] pp.98-106 より作成。

ウィットル・ブラザーズ	オリッサ	マハーラーシュトラ	ラージャスターン	アッサム
2004年2月	2005年3月	2005年4月	2005年5月	2005年5月
2009年3月までにGSDPの3%以下	2009年までにGSDPの3%以下	GFD削減目標を規則により明示すべき GFDは経常収入に対する 利子支出と解釈される 2009年までにRDを除去し 経常黒字残高を維持する	GSDPの最少年平均削減に よりGSDPの3%	2010年3月までにGSDP の3%
2009年3月までにゼロ	2008-09年度までにゼロ		RD-RR比率での3%の年 平均削減による2009年3月 までにゼロ	2010年3月までにゼロ
州政府法等による規定限 度を超える保証を与えない	なし	なし	なし	前年度の州自主税収と税 外収入の50%または前年 度のGSDPの5%に保証 を制限
2018年3月までにGSDP 比率25%を超えない	2007-08年度までに負債を 経常収入の300%に制限利 子の経常収入比率を18-28 %に制限	なし	州統合資金での収入の2倍 を超えない公共会計とリス ク加重未払い保証を除く未 払い負債	2010年3月まで前年度の GSDPの45%まで政府 保証を含む経債務残高を 制限
中期財政再構築政策に設 定の目標	支出充足声明の提出 政府の承認なしの予算外の 債務なし	なし	なし	年次計画の下で経常支 出を計画支出の1/3に 制限
①財政指標に関する5年 ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③中期財政目標 ④財政指標の実績評価 ⑤経済傾向と成長と発展 の将来見通し ⑥財政問題の戦略的優先 事項 ⑦現行政策対財政管理原 則の評価 ⑧財政手段に関する政策	①財政指標に関する3年 ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③中期財政目標 ④財政指標の実績評価 ⑤財政問題の戦略的優先 事項 ⑥現行政策対財政管理原 則の評価 ⑦財政手段に関する政策	①財政指標に関する3年 ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③中期財政目標 ④現行政策対財政管理原則 の評価 ⑤財政問題の戦略的優先 事項 ⑥財政パラメーターに関 する財政政策 ⑦主な逸脱の理論的根拠	①財政目標と戦略的優先 事項の明示 ②持続可能性の査定 ③財政指標の実績評価 ④現行政策対財政管理原則 の評価 ⑤財政問題の戦略的優先 事項 ⑥財政パラメーターに関 する政策 ⑦主な逸脱の理論的根拠	①財政指標に関する5年 ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③財政指標の実績評価 ④中期財政目標 ⑤経済傾向と成長と発展 の将来見通し ⑥現行政策の財政管理原 則との一致 ⑦財政問題の戦略的優先 事項 ⑧財政パラメーターに関 する政策
予算目標の達成の是正策 による予算概算に関する 収入と支出の半年毎の再 検討 GFDとRDは国家安全保 障または自然災害による 予見しがたい需要という 理由では制限を超えうる	予算目標の達成の是正策に よる予算概算に関する収入 と支出の半年毎の再検討 GFDとRDは国家安全保 障または自然災害による予 見しがたい需要という理 由では制限を超えうる	予算目標の達成の是正策に よる予算概算に関する収入 と支出の半年毎の再検討 GFDとRDは自然災害また は他の例外的根拠で目標 を超えうる	予算目標の達成の是正策に よる予算概算に関する収入 と支出の半年毎の再検討 GFDとRDは国家安全保障 または自然災害による予 見しがたい需要という理 由では制限を超えうる	予算目標の達成の是正策 による予算概算に関する 収入と支出の半年毎の再 検討 GFDとRDは内部騒動ま たは自然災害またはその 他例外的根拠から生じる 予見しがたい需要を根拠 に限度を超えうる
なし	なし	なし	今後10年間の発生ベース で算定された概算年金債務 を議会に提出	なし
財政運営における透明性 を確保するための措置	財政運営における透明性を 確保するための措置	財政運営における透明性を 確保するための措置	財政運営における透明性を 確保するための措置	財政運営における透明性 を確保するための措置
財政年度に一致して、中 期財政再構築政策におい て定義された支出の削減 からの保護の優先または 低下か一部削減を課され る	①2008年3月までにGSDP の2%以上のプライマリー 黒字の発生 ②2008年3月までに給与 の州自主収入に対する	なし	なし	給与と資金は中央からの 移譲を含み計画委員会か らの将来見通し年次計画 での補助金を除く総税収 と税外収入の60%内に抑 制

インド州政府の財政赤字と財政責任法

グジャラート	ヒマーチャル・プラデシュ	ハリヤーナー	チャッディースガル	マディヤ・プラデーシュ
2005年3月	2005年4月	2005年7月	2005年9月	2005年8月
2009年3月までにGSDPの3%以下		2010年3月までにGSDPの3%以下	2009年3月までにGSDPの3%	2009年3月までにGSDPの3%
2008年3月までにゼロ	経常黒字達成までに毎年少なくとも2%ポイントのRD-RR比率の削減	2008-09年までにゼロ経常黒字の発生	2009年3月までにゼロ	2009年3月までにゼロ経常黒字の発生
州保証法に規定の限度内で未払い保証を制限	前年度の総経常収入の80%で未払いリスク加重された保証を制限するまで長期負債の未払い保証を漸進的に削減	なし	なし	前年度の総経常収入の80%を超えない
2008年3月までに負債GSDP比率を30%まで	なし	2010年3月までに28%まで偶発債務を含む未払い総債務を確保	なし	2015年までにGSDPの40%を超えない
なし	なし	なし	なし	なし
①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③財政指標対目標の実績評価 ④中期財政目標 ⑤現行政策の財政管理との一致 ⑥財政問題の戦略的優先事項 ⑦財政パラメータに関する政策 ⑧主な逸脱の理論的根拠	①財政指標に関する4年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③財政指標対目標の実績評価 ④経済傾向と成長と発展の将来見通し ⑤財政問題の戦略的優先事項	①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行政策対財政管理原則政策の評価 ④財政問題の戦略的優先事項 ⑤財政パラメータに関する政策 ⑥主な逸脱の理論的根拠	①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行政策対財政管理原則政策の評価 ④財政問題の戦略的優先事項 ⑤財政パラメータに関する政策 ⑥主な逸脱の理論的根拠	①財政指標に関する5年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行政策対財政管理原則政策の評価 ④財政問題の戦略的優先事項 ⑤財政パラメータに関する政策 ⑥主な逸脱の理論的根拠
予算目標の達成は是正策による予算概算に関する収入と支出の再検討 このような再検討は会計年度の第2四半期末に提示されるべきである GFDとRDは予見しがたい状況または自然災害のため限度を超えうる	もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の半年毎の再検討 RDは国家安全保障または自然災害のため予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる	もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の半年毎の再検討 GFDとRDは内部騒動または国家安全保障または自然災害のため予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる	もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の四半期毎の再検討 GFDとRDは内部騒動または自然災害またはその他例外的根拠から生じる予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる	①もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の半年毎の再検討 ②独立機関は本法の規定のコンプライアンスを定期的に再検討し、議会に報告を提出することを委託される ③GFDとRDは内部騒動または自然災害またはその他例外的根拠から生じる予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる
今後10年間の発生ベースで算定された概算年金債務を議会に提出	なし	今後10年間の発生ベースで算定された概算年金債務を議会に提出	なし	今後10年間の発生ベースまたは傾向的成長により算定された年金債務の概算
財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置
なし	なし	法規定のコンプライアンスを定期的に再検討する独立機関の設置	なし	なし

トリブラ	アーンドラ・ブラデーシュ	マニプル	ナガランド	ウッタラージヤ
2005年6月	2005年10月	2005年8月	2005年8月	2005年10月
2010年3月までにGSDPの3%	2010年3月までにGSDPの3%	GSDPの3%	2009年3月までにGSDPの3%	2009年3月までにGSDPの3%
経常収支の均衡により経常黒字となるよう努力	2009年3月までにGSDPの3%	経常均衡と経常黒字となるよう努力	経常均衡と経常黒字となるよう努力	2009年3月までにゼロ
年増分的リスク加重保証額をGSDPの1.0%に制限	年増分的リスク加重補償額を総経常収入の90%に制限	州保証法に規定の限度内で未払い保証額を制限	前年度の総経常収入の1%かGSDPの1%か低い法まで年増分的リスク加重保証額を制限	法または規則に規定された限度を超える保証を与えない
2010年までにGSDPの40%を超えない	2010年3月までにGSDPの35%を超えない	なし	2010年3月まで総負債残高はGSDPの40%を超えない	2015年3月まで総未払い債務はGSDPの25%を超えない
なし	なし	成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求 利子支払いと年金を除く経常支出に対する総給与請求が35%を超えない方法で募集資金政策	成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求 利子支払いと年金を除く経常支出に対する総給与請求が35%を超えない方法で募集資金政策	成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求 収入レベルと矛盾しない支出管理 財政年度を遵守し、州政府はMTFRPの最優先開発支出に分類される支出を保護するため優先を与える
①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行政策対財政管理原則政策の評価 ④財政問題の戦略的優先事項 ⑤財政パラメーターに関する政策 ⑥主な逸脱の理論的根拠	①財政指標に関する3年ローリング目標 ②持続可能性の査定 ③現行政策対財政管理原則政策の評価 ④財政問題の戦略的優先事項 ⑤財政パラメーターに関する政策 ⑥主な逸脱の理論的根拠	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 今後10年間の発生ベースで算定された概算年金債務	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 今後10年間の発生ベースで算定された概算年金債務	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 財政問題での政府の戦略的優先事項 中期財政目標 目標対前年度財政指標の実績評価 課税、支出、借入れとその他債務に関する政府の政策
①もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の四半期毎の再検討 ②独立機関は本法の規定のコンプライアンスを定期的に再検討し、議会に報告を提出することを委託される ③GFDとRDは内部騒動または自然災害または生じる予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる	①もし必要ならば是正策による予算概算に関する収入と支出の四半期毎の再検討 ②独立機関は本法の規定のコンプライアンスを定期的に再検討し、議会に報告を提出することを委託される ③GFDとRDは内部騒動または自然災害または生じる予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる	予算概算に関する収入と支出の傾向の四半期毎の再検討 本法の規定の遵守を再検討する独立機関の設置 収入の不足または支出の目標超過の場合に、収入の増加および/または支出削減の適切な方策 経常赤字になる会計年度中に提案された方策に関する報告は、このような増加または損失を中立化するため提案された是正策の報告を伴うべきである	予算概算に関する収入と支出の傾向の四半期毎の再検討 本法の規定のコンプライアンスを再検討する独立機関の設置 収入の不足または支出の目標超過の場合に、収入の増加および/または支出削減の適切な方策 経常赤字になる会計年度中に提案された方策に関する報告は、このような増加または損失を中立化するため提案された是正策の報告を伴うべきである	予算目標を達成する是正策による収入と支出の傾向の半期毎の再検討 収入の不足または支出の目標超過の場合に、収入の増加および/または支出削減の適切な方策 補足概算は支出削減および/または収入増加の報告を伴う
今後10年間の発生ベースで算定された年金債務の概算	今後10年間の発生ベースで算定された年金債務の概算	今後10年間の発生ベースまたは傾向的成長により算定された年金債務の概算上記が3年間で可能でないならば、傾向的成長率に基づく予測が行われる	今後10年間の発生ベースまたは傾向的成長により算定された年金債務の概算上記が3年間で可能でないならば、傾向的成長率に基づく予測が行われる	なし
財政透明性を確保し、秘密厳守を最小化するための適切な措置を取る	財政運営における透明性を確保するための措置	財政運営における透明性を確保するための措置 会計基準、政策と実務での変更のディスクロージャー RBIからのWMA/ODによる借入れの詳細のディスクロージャー 州が別法人の元金および/または利子の返済を行う時または州の借入れとしてこのような債務を反映しなければならない	財政運営における透明性を確保するための措置 会計基準、政策と実務での変更のディスクロージャー RBIからのWMA/ODによる借入れの詳細のディスクロージャー 州が別法人の元金および/または利子の返済を行う時または州の借入れとしてこのような債務を反映しなければならない	財政運営における透明性を確保するための措置 保証と財政指標に影響する会計実務での変更に関する情報の声明のディスクロージャー
なし	なし	国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に経常黒字は維持されえないし、GFDは明記の限度を超える 費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る	国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に経常黒字は維持されえないし、GFDは明記の限度を超える 費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る	国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に限度を超えうる 費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る 実績の再検討によりPSUと施設の管理と関係する財政リスクの最小化

インド州政府の財政赤字と財政責任法

アルナーチャル・プラデーシュ 2006年3月	メガラヤ 2006年3月	ビハール 2006年4月	ゴア 2006年5月
2010年3月までにGSDPの3%	2008-09年度までにGSDPの3%	2008-09年度からGSDPの3%	2009年3月までにGSDPの3%、2006年4月から毎年度FD・GSDPを0.5%削減
2009年3月までにゼロ	2008-09年度までにゼロ	2008-09年度までにゼロ	2009年3月までにGSDPの3%、2006年4月からGFD/GSDPの0.5%毎年度削減
保証の供与を控える	選別的基礎で保証を制限	なし	州保証法の規定の限度内で総未払い保証を制限
なし	統合資金での総未払い債務はGSDPの28%を超えない	なし	2009年3月まで総未払い債務はGSDPの30%を超えない。2009年3月までIF/RR比率は20%を超えない
成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求 収入レベルと矛盾しない支出管理 財政年度を遵守し、州政府はMTFRPの最優先開発支出に分類される支出を保護するため優先を与える	成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求 潜在的収入に関する支出管理 非計画支出を抑制する努力 政府の資金と給与への支出の削減	資本支出の優先化の基準の規定 成長、貧困削減と人的福祉の改善に刺激を与える支出政策の追求	収入レベルと矛盾しない支出管理
財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 財政問題での政府の戦略的優先事項 中期財政目標 目標対前年度財政指標の実績評価 課税、支出、借入れとその他債務に関する政府の政策	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 今後10年間の成長率傾向に基づく概算年金債務	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 今後10年間の成長率傾向に基づく概算年金債務	財政指標に関する3年ローリング目標 経常収入と経常支出の均衡に関する持続可能性の査定 生産的資産の発生のための資本収入の利用 財政問題での政府の戦略的優先事項 中期財政目標 目標対前年度財政指標の実績評価 課税、支出、借入れとその他債務に関する政府の政策
予算目標を達成する是正策による収入と支出の傾向の半期毎の再検討 収入の不足または支出の目標超過の場合に、収入の増加および/または支出削減の適切な方策 補正概算は支出削減および/または収入増加の報告を伴う	予算概算に関する収入と支出の傾向の四半期毎の再検討 本法の規定のコンプライアンスを再検討する独立機関の設置 収入の不足または支出の目標超過の場合に、収入の増加および/または支出削減の適切な方策 経常赤字になる会計年度中に提案された方策に関する声明は、このような増加または損失を中立化するために提案された是正策の報告を伴うべきである 財務大臣は本法での州政府義務を遂行での予見しがたい状況のための逸脱と是正策あるならば、議会に報告を出すべきである	予算目標を達成する是正策による収入と支出の傾向の半期毎の再検討 州政府は本法の規定のコンプライアンスの定期的再検討のため独立機関を設置し、この再検討を議会に提出する 州政府は財政政策戦略書または本法の規則の目標の支出超過があれば、適切な措置をとる 経常赤字の増加となる会計年度中に提案された方策の議会への声明はこのような増加または損失を中立化するために提案された是正策の報告を伴う 財務大臣は本法での州政府義務を遂行での予見しがたい状況のための逸脱と是正策あるならば、議会に報告を出すべきである	予算目標を達成する是正策による収入と支出の傾向の半期毎の再検討 本法の規定のコンプライアンスを再検討する独立機関の設置 経常赤字の増加となる会計年度中に提案された方策の議会への声明はこのような増加または損失を中立化するために提案された是正策の報告を伴う 財務大臣は本法での州政府義務を遂行での予見しがたい状況のための逸脱と是正策あるならば、議会に報告を出すべきである 補正概算は支出削減および/または収入増加の報告を伴う
なし	傾向的成長率に基づく今後10年間の概算年金債務	今後10年間の発生ベースまたは傾向的成長により上記が3年間で可能でないならば、傾向的成長率に基づく予測が行われる	なし
財政運営における透明性を確保するための措置 会計基準、政策と実務での変更のディスクロージャー	財政運営における透明性を確保するための措置 会計基準、政策と実務での変更のディスクロージャー RBIからのWMA/ODによる借入れの詳細のディスクロージャー 財政政策と財政状態の公的審査の十分な情報のディスクロージャー 政府または金融代理機関は行政承認および金融措置を出すべきである 各部署は事業および供給と債務の登録を管理する 許可されたポストのみの任命	財政運営における透明性を確保するための措置 予算提出時に州政府は財政指標の計算に影響を及ぼす会計基準、政策と実務での変更をディスクロージャーする RBIからのWMA/ODによる借入れの詳細のディスクロージャー 政府、公共部門の被用者数 ディスクロージャー 州が別法人の元金および/または利子の返済を行う時には州の借入れとしてこのような債務を反映しなければならぬ	財政運営における透明性を確保するための措置 会計基準、政策と実務での変更による偶発的債務に関する十分な情報のディスクロージャー
国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に限度を超える費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る	国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に限度を超える費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る PSUと施設の整理と関係する財政リスクの最小化 州経済と関係する財政戦略の年声明を出す 政府、公共部門、援助機関の被用者数と関連給与の詳細の特別報告	国家安全保障または自然災害のための予見しがたい需要を根拠に経常赤字は維持されえないし、GFDは明記の限度を超える 費用回収と株式に関する税外収入の増加の追及 州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る	GFDとRDは予見しがたい状況のために限度を超える州政府は官報の公示により本法の規定の実行のための規則を作成する 本法の規定の実施において困難が生じるならば、政府は官報の命令により困難を除去するの必要と本法の規定と矛盾しない規定を作る RBIからの当座貸越しへの依存を避けるため現金管理実務での適切な方策

と時期を規定しているのは18州、GSDP 比率3%のみは4州、1州が規定していない。また、目標時期は、カルナータカが2006年3月(2005-06年度末)、ケーララが2007年3月(2006-07年度末、GSDP 2%)、タミル・ナードゥが2008年3月、そして、2009年3月が10州と2010年3月が5州である。中央政府のFRBM法の規定する2008-09年度の目標達成を規定しているのは13州、23州全体の約57%であるが、削減目標と明確な時期を規定しているのは18州、全体の約78%である。

- (iii) 経常赤字：経常赤字の削減について、TFC 勧告の2008-09年度のゼロ目標を規定しているのは12州で、この以前の時期を規定しているのは3州で、以後が1州である。勧告と異なる目標または削減努力を規定しているのは7州で、主に特別カテゴリー州である。TFC 勧告の2008-09年度までに経常赤字ゼロの目標を規定しているのは15州、23州全体の約65%で、上記の財政赤字削減の場合より多い。
- (iv) 保証：州政府の供与する保証の限度に関して、州保証法の規定限度またはGSDP 比率などによる限度を規定しているのは14州、全体の約61%で、規定していないか不明確なのは9州である。
- (v) 債務：債務の削減について、目標を規定しているのは15州、全体の約65%で、他の8州には規定がない。
- (vi) 支出：支出政策または管理について、規定しているのは10州、全体の約43%で、とくに数値目標を規定しているのは10州の内3州であり、他の13州には規定がない。
- (vii) 中期財政計画：23州が規定しており、FRL モデルの財政政策書、とくに中期財政政策書と財政政策戦略書については列記された事項を忠実にフォローしている。ただ、財政指標に関するローリングの期間などには相違が見られる。
- (viii) コンプライアンス：23州が規定している。
- (ix) 年金：年金債務について、規定のあるのは10州、全体の約43%で、他の13州には規定がない。
- (x) 財政透明性：23州が規定している。

以上の各州の制定したFRLの内容から、まず、制定時期については、TFC

の報告提出後に18州、23州全体の約78%の州政府がFRLを制定しており、TFCの勧告が制定に大きな強制力を持ったことは明らかである。規定の内容に関して、全般的にはFRLモデルをかなり忠実にフォローしており、とくに中期財政計画、コンプライアンスと財政透明性の3項目については23州全てが規定している。しかし、TFCの勧告した債務救済制度の適用の必要条件である2008-09年度までの経常赤字ゼロの削減目標を規定しているのは23州全体の約65%であり、規定していないのは主に特別カテゴリー(Special Category)州である。財政赤字のGSDP比率3%までの削減と明確な目標時期を規定しているのは18州の約78%であるが、内5州は経常赤字ゼロの目標時期より遅い2009年3月と2010年3月である。また、州政府の供与する保証の明確な限度を規定しているのは約61%、債務の削減目標を規定しているのは約65%であり、支出政策または管理と年金債務について規定しているのは半分以下の約43%に止まっている。このように経常赤字および財政赤字の削減目標を中軸とする数値目標と時期を明確に規定しているのは全体の70%前後である。したがって、TFC勧告は、I & R [2006]が主張するようにFRLの制定については大きな強制力を示したが、経常赤字や財政赤字の削減など中心となる数値目標の規定については、予測されたほどの強制力を持たなかったと評価するのが妥当であろう。

3 州政府の財政赤字削減

最近の州政府財政の状況について、表IV-2は、非特別カテゴリー(Non-Special Category, NSC)州と特別カテゴリー(Special Category, SC)州に二分して、州別財政指標の2002-03年度から2004-05年度までの平均値および2005-06年度(修正概算)の数値(主に州内総生産(GSDP)比率)を示している。以下では、NSC州とSC州について各財政指標の2期間における変化を整理する(RBI [2006])。

(1) 財政指標

NSC州の粗財政赤字は、2005-06年度には全体的に改善が見られ、TFCの削減目標であるGSDP比率3%を5州が達成している。経常赤字も改善されており、チャッティースガルとカルナータカと首都デリーの3州が経常黒字

表IV-2 州別の財政指標 (2002-03年度~2004-05年度平均と2005-06年度)

	財 政 赤 字						取 入					
	粗財政赤字/GSDP	経常赤字/GSDP	プライマリー赤字/GSDP	基礎経常残高/GSDP	経常赤字/粗財政赤字	経常赤字/経常収入	自主税収/GSDP	経常赤字/GSDP	経常赤字/経常収入	自主税収/GSDP		
非特別カテゴリー州												
アーンドラ・プラデーシュ	4.3	3.9	0.5	0.6	0.8	-2.1	37.0	12.7	11.1	3.1	7.7	8.8
ビハール	6.4	8.3	1.6	0.3	2.3	-4.5	-3.2	3.0	7.5	0.8	5.8	6.5
チャットティースガル	4.0	3.0	0.6	1.2	0.7	-2.2	9.6	-59.5	3.6	-8.3	7.4	9.3
ゴア	4.7	6.1	0.6	1.5	2.7	-1.7	32.7	10.1	8.2	3.2	7.4	8.5
グジャラート	4.9	3.2	0.2	1.4	0.1	-1.1	48.5	5.0	20.1	1.3	6.9	7.4
ハリヤーナー	2.5	2.0	0.6	-0.3	-0.3	-2.3	25.8	32.2	4.3	4.8	8.6	9.2
ジャールカンド	6.2	10.2	1.0	3.9	8.7	-1.3	12.4	31.6	5.9	18.9	5.8	6.0
カルナータカ	3.4	2.9	0.5	0.7	0.6	-2.2	5.4	-24.9	4.2	-4.0	9.8	11.7
ケーララ	5.6	5.3	4.3	1.9	1.8	0.6	77.1	76.5	32.4	27.1	9.0	10.5
マディヤ・プラデーシュ	6.2	4.4	1.4	3.0	1.0	-1.9	21.2	0.5	10.5	0.1	7.3	8.2
マハラシュトラー	5.1	3.9	2.8	2.6	1.7	0.3	55.3	6.6	26.3	2.7	7.8	9.0
オリッサ	5.1	2.2	2.4	-0.7	-3.4	-3.5	44.7	36.5	12.7	3.7	6.6	7.3
パンジャブ	5.5	3.7	4.4	0.9	-0.3	-0.1	80.8	46.8	29.3	9.6	7.7	8.8
ラージャスターン	6.6	5.0	3.3	1.8	0.7	-1.5	48.6	14.3	21.4	4.2	7.3	8.0
タミル・ナドゥ	3.5	2.6	1.5	0.9	0.4	-1.2	37.5	6.6	10.8	1.1	9.7	10.7
ウッタル・プラデーシュ	6.0	5.1	4.7	1.6	1.2	0.3	73.1	23.8	31.9	6.7	6.5	7.7
西ベンガル	6.1	4.9	4.7	1.4	0.5	0.0	76.7	76.6	51.9	34.9	4.6	4.9
首都デリー	2.7	1.5	-2.9	1.0	-0.2	-4.6	-121.2	-180.7	-31.2	-26.9	7.5	8.0
特別カテゴリー州												
アルナーチャル・プラデーシュ	11.9	12.4	-8.0	6.0	6.6	-9.5	-35.9	-64.8	-6.0	-11.5	1.8	3.5
アッサム	3.6	6.5	1.1	0.2	2.3	-2.3	32.6	10.9	5.5	2.3	5.5	7.1
ヒマチャル・プラデーシュ	12.2	4.2	7.9	4.4	-3.3	0.1	64.9	10.0	35.3	1.5	5.7	6.3
ジャムナー・カシュミール	3.9	6.9	-7.1	-2.0	1.3	-13.0	3765.9	-114.4	-15.9	-15.7	6.1	7.4
マニプル	8.7	7.4	0.5	2.1	1.7	-6.1	10.0	-150.9	1.5	-18.9	1.9	2.2
メガラヤ	4.6	3.8	-0.9	1.2	0.2	-4.3	-26.2	-60.6	-3.1	-6.5	3.6	4.0
ミゾラム	11.5	10.0	-0.7	5.2	3.7	-7.0	-12.8	-55.1	-0.8	-9.6	1.3	1.3
ナガランド	3.3	3.5	-3.1	-0.8	0.0	-7.1	100.2	-163.1	-8.0	-17.9	1.2	1.4
シッキム	5.5	16.2	-12.9	-1.3	10.5	-19.7	-805.7	-71.3	-10.1	-9.9	8.0	6.6
トリプーラ	5.4	5.8	-1.7	0.8	1.5	-6.3	-60.0	-101.3	-5.3	-16.7	3.0	3.2
ウッタラーンチナル	8.2	10.4	1.8	4.5	6.6	0.3	49.8	17.4	19.5	6.6	7.0	7.9

(出所) RBI [2006] pp.28-29 より作成。

(注) GSDP は州内総生産である。各指標の左欄は2002年度~2004-05年度平均値、右欄は2005-06年度(修正概算)の数値である。太字は中央値の州を示す。

(単位：%)

自主税外収入/GSDP	支			出			債務			債務平均		利率 成長率		
	經常移転/GSDP	開発支出/GSDP	非開発支出/GSDP	開発支出/GSDP	非開発支出/GSDP	社会部門支出/GSDP	資本支出/GSDP	債務/GSDP	債務/GSDP	赤字/GSDP	利率			
2.0	4.5	12.3	13.9	6.7	6.2	7.0	7.4	2.4	3.2	35.7	36.9	19.5	1.7	-2.2
0.7	18.5	17.6	24.4	13.9	15.6	12.1	15.7	2.9	5.5	79.5	84.1	19.0	1.9	1.5
3.0	6.5	14.4	17.8	6.0	5.7	8.8	11.6	2.8	4.0	30.6	30.8	16.2	-0.8	-1.9
8.6	2.1	15.0	18.0	7.7	7.4	7.2	8.2	3.1	5.4	40.6	45.2	17.5	-0.6	-0.4
2.2	2.6	10.9	9.9	5.8	5.7	5.6	5.5	2.0	2.8	39.4	38.7	25.8	-3.8	-5.0
2.9	1.7	9.9	10.3	6.1	5.3	4.1	5.3	0.8	1.3	30.4	29.9	17.3	-0.6	-2.3
2.8	10.0	17.3	20.2	7.4	7.1	12.0	12.8	4.2	4.6	34.7	38.5	12.2	-2.3	-5.7
2.1	3.9	12.4	13.2	6.7	6.7	6.4	7.2	2.7	3.4	30.8	30.9	17.5	-1.0	-4.2
0.9	3.4	10.7	11.7	8.2	8.5	7.2	8.6	0.8	0.7	43.6	45.0	27.5	-2.0	-2.2
2.6	6.8	15.4	18.0	6.9	7.5	7.6	8.8	3.5	6.3	39.3	44.4	19.9	2.8	2.5
1.2	1.6	9.7	10.9	6.0	5.4	5.5	6.2	1.9	2.7	31.9	34.2	23.0	-2.8	-5.0
2.2	10.1	13.5	13.4	10.6	11.3	8.5	9.5	1.9	1.7	64.9	59.3	30.9	-2.7	3.0
5.8	1.7	9.0	10.5	11.7	11.2	4.2	4.9	0.7	2.0	55.2	54.6	30.1	1.6	-3.0
1.9	6.2	13.8	14.6	8.4	7.4	9.1	9.3	2.9	3.8	54.9	55.1	31.0	1.5	-2.3
1.2	3.3	10.6	11.3	6.5	6.6	6.8	7.3	1.9	2.3	29.3	29.7	18.8	0.6	-1.2
1.1	7.4	13.3	13.7	9.0	8.8	6.6	8.4	2.9	3.8	55.5	57.2	29.6	-0.2	-1.6
0.5	4.1	7.6	8.4	7.7	7.5	4.9	5.5	0.6	0.8	48.8	49.7	52.2	0.9	-0.8
1.1	0.6	8.7	8.3	3.3	3.0	4.6	5.1	1.3	1.6	18.5	19.3	17.9	0.7	-0.2
5.1	51.9	51.8	63.3	19.0	18.5	23.7	26.3	15.4	20.3	45.7	65.4	10.0	5.6	3.4
2.2	12.3	16.2	25.6	8.6	11.3	9.6	14.4	2.6	5.4	35.7	37.4	17.0	2.1	4.2
1.9	14.9	21.2	19.2	13.6	13.4	12.2	11.8	4.3	3.7	78.6	77.7	34.8	1.4	-1.2
2.3	35.3	28.3	39.1	19.4	18.1	14.0	17.5	10.7	14.6	58.5	60.8	13.8	1.6	0.5
1.6	36.5	30.8	45.0	18.0	21.6	18.1	23.2	8.0	17.2	58.9	77.0	16.5	6.3	2.3
2.4	23.1	22.8	28.0	11.3	11.1	13.4	16.0	4.6	5.5	40.9	43.9	11.8	1.1	0.4
2.4	47.1	44.5	49.7	18.7	18.4	24.6	23.6	11.5	15.0	89.6	88.1	12.4	-6.3	-6.4
1.0	29.9	20.1	22.0	15.4	13.2	10.7	10.9	6.4	9.1	40.5	32.6	13.0	-7.6	-6.8
70.1	51.6	54.9	64.2	80.4	69.3	29.6	32.8	18.4	27.9	78.7	78.4	5.5	-2.9	-3.9
2.0	25.6	22.5	26.3	12.9	14.4	14.2	15.8	7.1	11.7	51.8	52.7	14.9	0.3	-1.0
2.4	11.3	19.4	26.7	9.0	10.7	11.5	14.8	3.6	8.1	47.1	55.1	17.9	-5.2	-6.8

で、TFCの経常赤字ゼロ目標を達成している。プライマリー赤字でも改善が進んでおり、黒字が2州から4州に増加している。また、利子支払いのための借入れへの依存を意味する基礎経常収支（primary revenue balance、＝経常赤字－利子支払い）、経常赤字の粗財政赤字比率および経常収入比率もかなり改善している。しかし、ジャールカンドとケーララと西ベンガルの3州は、財政赤字などの指標に関して改善が遅れていると指摘できる。

SC州の粗財政赤字のGSDP比率は、2005-06年度に全体的に悪化し、11州中の7州で増加しており、NSC州よりも高い。経常赤字は全州で改善しており、8州では黒字が増加している。プライマリー赤字は、全体的に悪化しており、黒字州が3州から1州に減少している。基礎経常収支は全体的に改善が見られ、経常収支の粗財政赤字比率および経常収支比率も改善している。

(2) 収入

NSC州の自主税収のGSDP比率は、2005-06年度に全州で増加しているが、自主税外収入は、半数の州において悪化している。中央政府からの税収分与、補助金と貸付けから構成される経常移転のGSDP比率は、全体的に増加している。

SC州の自主税収のGSDP比率は、2005-06年度に1州を除き全州で増加しているが、NSC州よりも低い。自主税外収入は、全体的に増加が見られる。経常移転は、4州が50%を超えており、NSC州よりもかなり高い水準であり、全体的に増加している。

(3) 支出

NSC州の開発支出のGSDP比率は、2005-06年度に3州を除き増加している。非開発支出では、大きな変化はないが、半数以上の州で低下している。社会部門支出は、グジャラート州を除く全州で増加している。資本支出もケーララとオリッサの2州を除く全州で増加している。

SC州の開発支出のGSDP比率は、2005-06年度に2州が50%を超えており、NSC州に比べてかなり高い水準で、増加している。非開発支出は、シッキム州のみが約70%と高いが、全体的には大きな変化が見られない。社会部門支出は、2州を除き全州で増加している。資本支出は、ヒマーチャル・プラデーシュ州を除き全州で増加している。

(4) 債務

NSC 州の債務の GSDP 比率は、2005-06年度に 4 州を除き全州で増加しているが、利子支払いの経常収入比率は、全州で低下し改善が見られる。債務平均利子率と GSDP 成長率との比較では、2005-06年度には全体的に GSDP 成長率の超過率が増加しているが、3 州は債務平均利子率が超過している。

SC 州の債務の GSDP 比率は、2005-06年度に 4 州がわずかに低下を示したが、他の州は増加している。利子支払いの経常収入比率は、全州で低下しており改善が見られる。債務平均利子率と GSDP 成長率との比較は、約半数の州で GSDP 成長率が超過しており、全体的に改善が見られる。

以上の分析より、州政府の財政赤字関連指標では、2002-03年度～2004-05年度平均と2005-06年度との比較からは全般的に改善していると評価できる。とくに経常赤字の削減においては、NSC 州の中で TFC の削減目標ゼロを既に達成している州もある。これは、主に自主税収と経常移転の増加という収入側の効果が大きく、とくに自主税収では、29州中の27州が実施した州売上税に代わる州 VAT の導入が増収に寄与している。このような経常赤字の改善に比べて、粗財政赤字の削減では、とくに SC 州では悪化さえしているが、開発支出と資本支出の増加が大きな要因である。したがって、これらの事実により I & R [2006] が州政府財政における余剰現金の発生要因として主張した経常収入の増加は確認できるが、総支出の約60%を占める開発支出、社会部門支出および資本支出は増加しており、経常支出の停滞は確認できない。そして、表IV-2には示されていないが、州政府の総未払い債務は、1990年代後半に年15%超で急増し、債務の GDP 比率は2004年3月末に33.5%のピークに達したが、2007年3月末に31.8%への低下が予測されており、2004-05年度以後には改善の兆しが指摘できる。なお、こうした全体的な改善傾向の中での州間の大きな乖離には注意が必要である。

(注1) その他は、マニプル、ナガランド、ウッタラーンチャル、アルナーチャル・プラデーシュ、メガラヤ、ビハールとゴアの7州は、FRL 規定をコンプライアンスできない場合の例外について規定しており、5州は上記の項目を補足した内容である。

V インド準備銀行の見解

1 FRL の制定

州政府の銀行であり債務管理者であるインド準備銀行(RBI)は、州政府財政の近年の展開について、全般的に改善が進展していると概観している(注1)。こうした展開における大多数の州のFRL制定に関して、FRLは、財政修正過程に拘束力を持たせ、財政規律を増し、より現実的な修正軌道を与えるとされ、この規則に基づく政策は州政府の財政政策の信用を高めると、評価された(RBI [2006])。

2 余剰現金の発生

I & R [2006] の指摘した州政府財政における余剰現金の発生に関して、RBIは以下のような見解を示した(RBI [2005, 2006])。

(1) 余剰現金の発生

RBIは、2005-06年度州政府予算の分析において、州政府の余剰現金残高が2005-06年度初めから急速に累積した事実を認めて、次のような発生要因を指摘している。

① TFC 勧告により補助金と税収分与の中央移転が増加したこと。② FRL の制定と TFC の財政再構築計画のコンプライアンスが、州政府の債務帳消しによる債務救済と中央貸付けの返済繰延べの利用を可能にしたこと。③ 過去数年間の少額貯蓄の浮揚性であり、少額貯蓄は、他の貯蓄手段に対して有利な利子率スプレッドと税譲許のため2005-06年度も浮揚的と予測されること。④ 2002-03年度以来、純少額貯蓄受入れの全てが州に生じており、債務スワップ計画の中止によって、2004-05年度の少額貯蓄受入れの60%のみに対して、2005-06年度には全受入れが、粗財政赤字の融資に利用可能であること。

以上のRBIの余剰現金発生に関する見解は、発生という事実を前提に、I & R [2006] の主張する資本収入としてのNSSF貸付けの増加が確認されている。しかし、I & R [2006] の主張するTFCの債務放棄計画利用の前提条件として制定されたFRLによる経常・財政赤字の削減のための支出の抑制

に対しては、FRL 制定による債務救済などのプラス効果が指摘されている。なお、本論のIVにおいて明らかになった経常赤字削減に寄与した自主税収の増加という収入側の要因は含まれていない。そこで、I & R [2006] は TFC 勧告による FRL 制定をマイナス効果である余剰現金の発生を中心に捉えているのに対して、RBI は TFC 勧告による FRL 制定による経常・財政赤字の削減目標の達成を中心に余剰現金の発生を捉えており、この両者の視点の相違が余剰現金の発生要因と評価に関する相違をもたらしていると指摘できる。

(2) 余剰現金残高の影響

そして、RBI はこの余剰現金残高の影響を以下のように解説している。

①7.4%の市場借入れと9.5%の少額貯蓄に対する借入れ利子コストは、5.0%の14日中間財務省証券(14DITB)への余剰現金残高の投資により州の得る収益よりかなり高く、これは州から中央への逆財源移転と州の低収益率を含意し、経常収支へマイナスの影響がある。②州の14DITB投資により中央は、2005-06年度前半に余剰現金残高があったが、14DITBの変動性は中央の余剰現金管理を複雑にする。③中央はRBI保有のインド政府期限付き証券に余剰現金残高を展開しており、RBI保有政府証券の利子を節約する。この政府証券の利回りは、州が14DITB投資から受け取るよりも高く、中央が余剰現金残高の投資でプラスのスプレッドを得ることを可能にする。④中央の余剰現金残高の投資は、RBIの利用可能な政府証券の限定的なストックのためRBIの公開市場操作を抑制する。

そして、州は、将来の償還または移譲に対応するため、余剰現金残高をRBI保有の政府証券に展開される整理公債基金(consolidated sinking fund)と保証償還基金(guarantee redemption fund)への投資により凍結することがプルーデントであると提案されている。

以上の余剰現金残高の14DITB投資による州の経常収支、中央に発生する余剰現金とその投資などの影響に関するRBIの指摘は、客観的な内容といえる。そして、こうした影響を踏まえた州の余剰現金残高の14DITB以外の投資という課題に関する提案は、現行制度を前提とする実行可能な選択肢と評価できる。現実には、こうした課題への対応として、2006-07年度州政府予算の分析において、次のように指摘されている。

州政府の大多数は、2005-06年度から顕著になった14DITB投資から明らかなように多額の余剰現金がある。2006年11月16日現在の州の14DITB投資は、36,610千万ルピーであり、多くの州は91日、182日、364日TBにも投資しており、その総投資は2006年11月17日現在で21,118千万ルピーである。そこで、州政府の現金残高急増のため現金および金融管理が課題となったため、2006年8月7日の第18回州政府財務次官会議において州の余剰現金残高の投資に関して検討され、州政府現金残高の投資枠組みに関するワーキング・グループ (Working Group to Evolve a Framework for Investment of State Governments Balances) が州政府代表とRBIをメンバーとして設置された。そして、暫定措置として、高く恒久的な余剰現金を持つ州は、公開市場借入れと積極的な資金調達役割を果たしているその他の貸付けを控える選択肢を認められた。

RBIは、以上のようにI & R [2006]の主張する余剰現金残高の急増とそれの14DITB投資の増加を事実として認めた上で、州政府の金融管理、とくに余剰現金残高の投資が政策課題として検討されていることと暫定措置について指摘している。しかし、両者の事実確認はほぼ同一であるが、RBIの余剰現金残高の投資を課題とする方向性は、FRLの根本的修正または廃止というI & R [2006]の主張とは大きく異なっていることに注意が必要である。

3 NSSF 借入れ

余剰現金発生の重要な要因の1つである国民少額貯蓄基金(NSSF)借入れに関して、RBIは以下のような見解を示している(RBI [2005])。

1999年4月に設立されたNSSFは、州の財政赤字への資金供給のため特別州政府証券(Special State Government Securities, SSGS)に投資する。この証券は5年間返済猶予の25年満期である。SSGSの利子率は1999-2000年度の13.5%から2003-04年度の9.5%へ漸進的に引き下げられてきた。州は、2002-03年度と2004-05年度に間に運用された債務スワップ制度(Debt Swap Scheme, DSS)の下で中央への高コスト負債を前納するためこの一部を利用したけれども、NSSFの全純受入れは、2002-03年度以来SSGSへ投資されており、2005-06年度のDSSの中止によって、州は2004-05年度の60%のみ

に対して全純小額貯蓄を受入れている。浮揚的な小額貯蓄受入れは、NSSFのSSGSへの年間投資を急増させ、2005年3月末のSSGSの未払い額は286,357千万ルピーであった。この総債務のうち139,515千万ルピーは、現在のSSGS利子率9.5%よりも高い利子率で調達された。SSGSの利子率レベルを懸念する少数の州は、市場関連率での債務によってSSGSの未払い額の前納を提案した。そこで、この州政府の利子負担の削減に関して、次のような選択肢が提示されている。

- (i) 9.5%を超える高利子率の債務をNSSFからの新規受入れと段階的に交換すること。
- (ii) 州が債務スワップに必要な財源調達のため市場に参入するのを認めること。しかし、財政的にプルーデントな州のみが、相対的に低利子率で市場借入れを調達できる。また、25年満期で20年返済のSSGSを最大13年の弾丸型返済を伴う市場借入れにより代替することは、市場借入れの返済予定にこぶを作る故に、州の利益にならない。
- (iii) 小額貯蓄の満期構造と州による返済期間から生じる満期のミスマッチをなくすため、連続返済へ転換すること。
- (iv) SSGSへのNSSF投資を純受入れの80%に制限し、残額が中央政府証券に投資される80:20の定式へ戻ること^(注2)。

NSSF借入れに関するRBIの見解は、制度と利子率などの現状についてはI & R [2006] とほぼ同様の認識を示しているが、州政府の利子負担削減のための提案は、具体的な内容であり、RBIの債務管理者の機能を示すものである。とくにSSGS投資のNSSFの純受入れの80%への制限と残りの20%の中央政府証券への投資の提案は注目される。

(注1) 2006-07年度州政府予算の概観において、2004-05年度決算の重要な指標は修正概算との比較において持続的な改善を示し、2005-06年度修正概算は予算概算に比べて経常赤字の30%以上の低下を示したが、資本支出の10.8%の上昇のため粗財政赤字は3%増加し、2006-07年度予算は財政修正と整理の過程の進展を約束していると、指摘している(RBI [2006])。

(注2) RBIは、市場借入れとNSSFとの関係について次のように指摘している(RBI [2005])。

州の粗財政赤字 (GFD) の資金調達項目の中で NSSF へ発行された証券は、近年では GFD の 3 分の 2 以上を占めている。これは、借入の量とコストが決定できない故に、GFD の外生的財源である。少額貯蓄のコストは現在の市場借入れより高く、少数の州は NSSF よりも市場借入れへの選好を示している。しかし、市場借入れの低利子率と NSSF の長い満期と安定性の間にはトレードオフの関係がある。そこで、次の問題の処理が必要になる。第 1 に、州の償還プロファイルはひどく歪められており、2012-13年度から2014-15年度の間大きな弾丸型返済という結果になる。市場借入れの返済は2005-06年度のレベルから2007-08年度までに 2 倍に、さらに2010-11年度までに 3 倍に、2014-15年度までにほぼ 6 倍に増加する。第 2 に、年金基金規制・開発局 (Pension Fund Regulatory and Development Authority, PFRDA) 法の成立により、税節約者または少額貯蓄者は、投資手段として少額貯蓄に対して年金資金を代替する。少額貯蓄への現在利用可能な財政譲許の撤回は、少額貯蓄の増加に対する含意がある。これを考慮して、インド政府は、全 3 段階 (拠出、蓄積と払戻し) で税を免除する全貯蓄手段 (少額貯蓄制度を含む) に対する免税制度へ移行するロードマップを作成するため委員会を最近任命した。第 3 に、上記のトレードオフのため、選択肢の 1 つは、各州の相対的利益に基づき借入れ手段の選択、すなわち市場借入れに対して NSSF を利用する自由を与えることである。より良好な信用のある州はその認められた低い利子コストのために市場借入れを選好し、他はその相対的な確実性と安定性のために少額貯蓄を選好する。もし州が NSSF から過剰な収入を必要としないならば、中央は GFD に金融するため過剰金額を使用するか、承認された全体的借入れ限度に一致するため財源を持たない他の州に貸し出すため NSSF に権限を与えるかのどちらかである。第 4 に、NSSF の高コストという性質に関して、州政府による NSSF からの貸付けの前払いと NSSF の利子率の市場率への再調整も調査されるであろう。

VI まとめ

本論のまとめとして、大多数の州政府が2005-06年度末までに財政・経常赤字の削減を目的に制定した FRL と州政府財政の現状に関する検討結果を確認し、今後の改革課題を明らかにする。

州政府による FRL 制定は、TFC が財政・経常赤字の削減を目的とする財政再構築計画として勧告し、また、新債務救済制度の適用の前提条件としたことは事実であるが、I & R [2006] の主張するように FRL 制定が TFC に

より州政府へ法的に強制されたとは断定できない。実際に FRL を制定したのは、TFC の報告提出前に 5 州と提出後に 18 州の計 23 州、全 29 州（首都デリーを含む）の 79% である。また、具体的な規定では、全般的には RBI の研究グループの提示したモデルが忠実にフォローされており、TFC 勧告の効果が確認できる。これは、債務帳消しによる救済制度が、州政府にとって財政・経常赤字削減の有利な選択肢であり、救済制度の適用に必要な FRL 制定が、実質的な強制力を持ちえたことを意味している。しかし、TFC 勧告の新債務救済制度の適用の前提条件である 2008-09 年度までの経常赤字ゼロの削減目標を規定しているのは FRL を制定した 23 州中の 15 州の約 65%、財政赤字の GSDP 比率 3% までの削減と明確な目標時期を規定しているのは 18 州の約 78% である。TFC 勧告は、I & R [2006] の主張するように FRL 制定には実質的な強制力を持ちえたが、経常赤字や財政赤字の削減など重要な数値目標の規定については、予測されたほどの強制力を持たなかったのである。この FRL の規定内容の不十分さに関しては、バグチの指摘するように、新債務救済制度は、州の未払い総債務の約 6 分の 1 を構成する中央の貸付負債のみに限定され、州借入れの 30% を占める NSSF 貸付が除外されていた。この債務救済対象の限定は TFC 勧告の強制力と債務救済の効果を制約する要因であったといえる。同様に、州の財政赤字を財政規律の視点から分析した研究 (Purfield [2006]) は、州の中央移転への高い依存とソフトな予算制約において TFC の債務救済勧告が財政規律のインセンティブとして不十分と指摘している。そして、I & R [2006] の主張とは対照的に、州全体と個別州の財政改善には借入れ体制の強化と財政実績をコンディショナリティー化（目標未達成に対する制裁）する FRL の修正が提案されている。こうした財政赤字削減と財政規律に関する議論は、インドの中央・州政府間財政関係における財政地方分権化のあり方という重要な課題を提起しているといえる^(注1)。

次に、州財政の現状に関しては、本論の財政赤字関連指標の分析により、2002-03 年度～2004-05 年度平均と 2005-06 年度との比較から全般的な改善が確認できたが、首相経済顧問会議は、2007 年 7 月に提出した『経済概観 2007-08 年度 (Economic Outlook for 2007-08)』において次のように評価している (EACPM [2007])。財政整理ではかなりの進展があり、財政管理での改善

は、中央の FRBM 法と TFC 勧告に基づく各州政府の FRA により設定された期日のほぼ 2 年前に財政赤字目標を達成するのを助けた^(注2)。州の財政実績はとくに印象的で、西ベンガルとシッキムを除く全州が FRA を制定した。全体のみならず個別州に関してもかなりの財政改善があり、改善のかなりの部分は高い中央移転のためであるが、この改善は構造的である。州は、中央税の高い浮揚性、TFC 勧告に基づく高い補助金と中央政府の導入したプログラムから利益を得た。19州は、TFC 勧告により改善された財政実績に基づき 2006-07年度に中央貸付けの帳消しに適格となった。

このように首相経済顧問会議は、州財政の財政・経常赤字削減などの改善実績を FRL 制定の成果として高く評価した。そして、課題として、収入側では、VAT 導入に伴う税務行政の改革と良好な情報制度の整備が必要であり、支出側では、第 6 次給与委員会の勧告に基づく給与改定により予測される支出増加などの非生産的支出の抑制と電力部門の損失処理が必要と指摘している。州政府の FRL 制定により財政および経常赤字が削減され、州全体では目標を上回る改善を示しているが、目標達成を可能にしている要因は、TFC 勧告に基づく高い中央移転と VAT 導入による自主税収の増加など主に収入側の要因であった。したがって、州財政改革では、指摘された支出側における問題が対応を必要とする重要な課題である^(注3)。

こうした州政府の FRL 制定による財政実績の改善の高い評価に対して、I & R [2006] は、FRL による財政・経常赤字削減のため支出が抑制された結果として余剰現金が発生しており、FRL の修正または廃止を主張している。1990年代以来、財政赤字削減を政策課題としてきた連邦財務省および RBI の視点からは、財政収支の改善は FRL の制定目的の達成であり、財政・経常赤字の削減過程における余剰現金の発生を理由とする FRL 修正または廃止の主張は、受け入れ難いといえる。しかし、余剰現金の発生に関する分析には次のような意味を見出すことができる。すなわち、RBI が指摘しているように、財政・経常赤字の削減過程において発生し急増した余剰現金残高は処理を必要とする問題であり、発生要因の 1 つである NSSF 制度の変更による借入れの増加と余剰現金の 14DITB 投資の増加は、州政府の現金と金融管理の課題である。実際に州政府と RBI は、州政府現金残高の投資枠組みに

関するワーキング・グループを設置したのである。この問題に関して、州政府の銀行・債務管理者である RBI の具体的な 2 提案が注目される。第 1 に、急増した余剰現金残高の取扱いに関して、RBI 保有の政府証券に展開される整理公債基金と保証償還基金へ余剰現金を投資することにより凍結する提案である。第 2 に、NSSF 借入れに関して、SSGS への NSSF 投資を現行の純受入れの 100% から 80% に制限し、残額が中央政府証券に投資される 80:20 の定式へ戻る提案である。そこで、州政府の財政・経常赤字削減を中心とする財政整理が改革課題である限り、赤字削減過程で発生し増加した余剰現金残高の取扱いと発生要因の解消は、RBI の提案と同様に中央-州政府間財政システムの変更を必要とするため容易ではないが、中央政府および州政府と RBI が対応すべき改革課題と指摘できる。

- (注 1) 開発途上国における財政地方分権化については、Bird & Vaillancourt [1998] を参照。
- (注 2) 首相経済顧問会議の『経済概観 2007-08 年度』では、本論で使用した FRL (Fiscal Responsibility Legislation) ではなく、FRA (Fiscal Responsibility Act) を使用しているが、内容は同一である。
- (注 3) Kishore & Prasad [2007] は、TFC 勧告を踏まえて最近の州政府財政の実績を分析し、改善を評価するとともに首相経済諮問会議と同様の課題を指摘している。

[引用文献]

- Bagchi, Amaresh [2005]: "Symposium on Report of Twelfth Finance Commission: Introduction and Overview," *Economic and Political Weekly (EPW)*, Vol.40, No. 31, pp.3388-95.
- Bird, M. Richard and François Vaillancourt eds. [1998]: *Fiscal Decentralization in Developing Countries*, Cambridge University Press.
- Economic Advisory Council to the Prime Minister (EACPM) [2007]: *Economic Outlook for 2007/08*.
- Government of India (GOI) [2000]: *Report of the Eleventh Finance Commission (2000-05)*.
- [2004]: *Report of the Twelfth Finance Commission (2005-10)*.
- [2007bs]: *Budget 2007-2008, Speech of P. Chidambaram, Minister of Finance*.

- [2007]: *Indian Public Finance Statistics 2007-2007*.
- Isaac, M. Thomas, R. Ramakumar (I & R) [2006]: “Why Do the States Not Spend?: An Exploration of the Phenomenon of Cash Surpluses and the FRBM Legislation,” *EPW*, Vol.41, No.48, pp.4965-76, December 2.
- Kishore, Adarsh and A. Prasad [2007]: *Indian Subnational Finances: Recent Performance*, IMF Working Paper WP/07/205, International Monetary Fund.
- Planning Commission (PC), Government of India [2006]: *Towards Faster and More Inclusive Growth: An Approach to the 11th Five Year Plan*, November.
- Purfield, Cartrina, Jerald Schiff eds. [2006]: *India Goes Global: Its Expanding Role in the World Economy*, IMF, pp.109-127.
- Rangarajan, C. [2005]: “Approach and Recommendations,” *EPW*, Vol.40, No.31, pp. 3396-98.
- Reserve Bank of India (RBI) [2005]: *State Finances: A Study of Budgets of 2005-06*.
- [2006]: *State Finances: A Study of Budgets of 2006-07*.
- Rao, M. Govinda [2007]: “Fiscal Adjustment: Rhetoric and Reality,” *EPW*, Vol.42, No.14, pp.1252-57.
- Rakshit, Mihir [2007]: “Budgetary Rules and Plan Financing: Revisiting the Fiscal Responsibility Act,” *EPW*, Vol.41, No.43-44, pp.4547-53.
- Srivastava, D.K. [2006]: “FRBM Act and Eleventh Plan Approach Paper,” *EPW*, Vol.41, No.43/44, pp.4553-59.
- 山本盤男 [2007]: 『連邦国家インドの財政改革の研究』「第3章 財政赤字問題と財政責任・予算管理法」, 九州大学出版会。